

Trial & Error

難民

REFUGEE INTEGRATION IN JAPAN



United Nations High Commissioner for Refugees

特集号
No.49

豊かな人間性を求めて

「アフリカや、東南アジアでは難民と呼ばれる人々がたくさんいることは知っているけれど、それは、ぼくたちにとっては、別世界のような気持ちです。でも、同じ人間で、同じ血が流れていて、同じ涙が出て、ただ住んでいる所がちがう、色が黒い、それだけで、差別したり、追い出したりするのは、大変よくないと思います。ぼくたち先進国の人には、もっともっと、そんな人たちを、同じ人間なんだから、ただ生まれてくる場所が、ぼくたちが良かっただけなんだから、協力して、助けあって、世界中そんな所のないような世界にして楽しい毎日をみんなが、1人残らず暮らせるよう、したいなあ。ぼくなんかは、口でいうだけで、現実にはならないこともいってしまったけど、そんな楽しい世界があれば、本当に、いいと思います。今のぼくには、現地に行って、そんな人たちを直接は、助けてあげられないけど、ば金とかして、間接的に、してあげたいです。そして、世界中の人々が円満に楽しく暮らせるよう努力したいものです。(安藤 和秋)」 — この手紙は、アフリカ救援募金を始めた北条北中学校1年6組の生徒さんたちが、松山市在住の小池清治さん(JVC会員、1983年にバンコク事務所の会計を担当)宛に送ったうちの1通である。次の時代を築き上げてゆくであろう極めて若い世代が、こうした地球的規模に立脚した感覚を養い、視野を拡大しつつあることを心強く思う。

単なる金品の移動だけが海外協力の唯一の形態でもなく、万能薬でもない。独自の力ではどうすることもできない人々の基本的人権を保障し、基本的要求を充足させながらも、我々が同時並行的・普遍的に進めねばならないのは、個々が地球に生存する一市民であると認識させるだけの環境を創造してゆくことであり、また精神的な意味での幸福を追求する「豊かな人間性」を形成してゆくことに外ならない。難民問題であれ、開発途上国の貧困の問題であれ、そうした世界構造の矛盾が、学校や家庭、職場において話題に上り、お互いの意識が高揚し、何らかの行動を伴った形で現れて来たならば、我々の目標の半分は達成されたといっても過言ではないだろう。

表紙

ミンティー(カンボジア)の南林間小学校1日体験入学。大和定住促進センターで勉強している難民のうち、日本語研修終了間近で学齢に達している子供を対象に、毎週土曜日「体験入学」というのをやっていた。図画工作の時間に、ミンティーはクラスでも人気者だった。

P. 31

大和定住促進センターにて。

裏表紙

最後の授業のあと、校長先生と。クラスの友だちから、折り紙で作った冠をプレゼントしてもらった。

(1981年、加藤明彦撮影)

目	次
特集 インドシナ難民の日本定住	ラオス難民・シーパヌット・スパン
はじめに …………… 2	(ちゅあむ・さむぼんより) ……………20
シンポジウム	インドシナ難民の就職状況(統計・地図) ……22
—インドシナ難民の日本社会への適応— …… 3	団体紹介 ……………24
インドシナ難民が在日外国人に与えた	REFUGEES ……………26
インパクト ……………14	シリーズ「平和・人権・開発」 ……………32
「彼らだけの問題」なのでしょうか ……18	JVCとは ……………35

インドシナ難民の日本社会への適応

—— 社会人類学的見地から ——



アデネオ・デ・マニラ大学
東アジア司牧研究所教授

G.A. アルバックル博士

文化や歴史の異った者同士が生活していくには様々な困難がつきまとう。特に日本は他文化の人々を受け入れることに不慣れであるため、難民の定住に関しては試行錯誤を繰り返している。そしてこの問題は善意と熱意だけではなかなか解決できない。ア

ルバックル博士は少数者が既成の社会で適応する際の文化的障害について研究されているが、そのような場合に双方におこる社会的・人類学的・心理学的現象とその要因を学ぶことは難民問題に取りくむ人々にとって有意義なことであると思われる。

「移民」と「難民」の定義づけ

非常に寛大な御紹介を頂きましてありがとうございます。皆様方と私の体験、研究成果を分かちあえることを嬉しく思います。私の得た体験と申しますのは、移住、移民に関する問題そして難民のケアをする場合の問題です。私自身皆様のように難しい難民定住という問題に、すばらしい成果を収めている方々にお話できるということは、非常に嬉しく存じます。

まず「移民」と「難民」の定義づけから試みたいと思います。この「移民」ということばですが、これはひとつの国から別の国に動く、あるいは国のある一部から別の一部へ動く人間と考えます。つまり地理的な移動ということを常に念頭に考えるのです。

「文化」とは心の問題

では次に「文化」とは何なのでしょう。この言葉の定義付けも一致しておりませんが、私は人々が心の底で感じることを、つまりあることについてどのように感じるかとか何について話すのか、どのように生活するのかということだと思います。そしてそれ以上に重要なことは、文化は人々が感情をどのように共有しているかということに基づいているということです。

しかし私は「移民」というのは、自分とは全く違う文化と接触する立場になった人々のことを呼ぶべきだと思います。特にその中でも自分の文化よりも、もっと強力な、つまり優勢な文化と接触した場合におかれた人を「移民」と呼ぶべきではないでしょうか。そして「難民」とは様々な状況、条件によって違った文化と接触せざるを得ない、それも自分自身理解するのに非常に苦しむような文化と接触せざるを得ない立場を強制されるという人々をいいます。私の今日の話では、この地理的な移住ではございませんで、むしろ異文化との接触をしたためにおこる心理的な危機についてお話したいと思うわけです。

例として、ヘアー・カーラーを取り上げてみましょう。マリー・アントワネットは処刑台に連れられた時、ヘアー・カーラーをすごい力で握りしめていました。彼女にとってはこれは単なるヘアー・カーラーではなく、彼女がフランスの女王であり、ヨーロッパで最も美しい女王であったことのシンボルでした。彼女にとってヘアー・カーラーは様々な意味を持っていましたが、そのような意味づけは頭にその根源

が求められるのではなく、心に基づけられています。つまり「文化」とは、頭ではなく心の問題であるということです。ですから私たちは全く異なる文化の核心、つまり心の奥に触れることはできません。

こんな例もあります。ニュージーランドで歯みがきのポスターを作りました。男の子が歯みがきで真白い歯をした鯨を釣り上げているというものです。そしてこれには「あなたもいい歯みがき粉を使えばこんなに真白い歯になります」と書いてありました。評判が良かったので全く同じものをフィジーでも作ることにしました。英語はフィジー語に替えました。その結果歯みがきはとぶように売れました。

優勢文化に対する反応

否定的な反応

本日は今までの研究成果から得ました難民についての見解と、難民の定住、それから適応についての成果をお話したいと思います。

最初に難民あるいは移民が優勢な、それも新しい文化に接触した場合のように反応するかということについて一つの研究成果をお伝えしたいと思います。

移民あるいは難民がある優勢文化にぶつかりますと、その反応の仕方は大きくまとめて二つに分けることができます。肯定的な反応と否定的な反応です。

まず肯定的な反応ですが、これを多元文化的現象 (multi-culturalism) といいます。これは午後にお話することにして、先に否定的な反応の方にお話の焦点を合わせたいと思います。非常に残念なことです。この否定的な反応の方が一般的に多く見られる現象でございます。私はこれらを六つのモデルに分けてみました。一つのモデルがそのまま完璧な形で現存するという事はほとんどありえないと思います。しかしながらグループによって他のモデルよりもひとつのモデルに集中しやすいという傾向は見えるかと思えます。

1. 疎外のモデル

まず第一のモデルですが、私は疎外 (alienation) のモデルと呼んでいます。このモデルの中にも二つのタイプがあります。後退現象 (retreatism) と攻撃 (aggression) です。後退現象あるいは逃避反応とはどういうことかと申しますと、移民や難民の本人が自分たちの受け入れ先の文化のシンボルを受け

フィジーでは鯨の歯はお金として使われていました。歯みがきを沢山買えば鯨も沢山捕えることができるだろうと考えたわけなのです。このようにある文化のシンボルを別の文化のシンボルに翻訳することは大変難しいことであるとお分かりいただけたと思います。

皆様方も難民と毎日接していらっしゃるわけですが、難民の持っている文化の核心に入り込まなければならぬという問題に直面されていることと思えます。同時に難民の人々も自分たちの受け入れ先となっている優勢文化に対しても同じ問題を強いられています。

入れたり理解しようとする時の抗争や苦難から逃れようとする現象のことです。その中の一つが諦めです。これはとても重要な現象です。移民や難民の人々は表面上は大変幸福そうに見えます。ところが内面では優勢文化に対する非常な怒りが蓄積されているのです。

〔過敏性〕

そして二つ目の後退現象の表われは劣等感です。これは受け入れ国側の自分たちに対する見方を、つまり自分たちを劣等と見なしているその見方を受け入れてしまうことなのです。いったん自分に価値がないと信じてしまうと、どのように周りの人が人間的な価値をその人に見い出そうとしてもその人は自分の価値を見い出せなくなってしまうのです。

私は数年前ニュージーランドで1万人を対象に難民問題に関する調査をしました。その時に出的最も悲劇的な結論というのは次のようなことでした。つまり調査対象となった移民の若い人の73%が自分たちは知的に劣等であると信じていたことです。彼らは自分たちにできる技能というのは大工だとかトラックやトラクターの運転手というような仕事しかできないと信じていました。しかし私個人としては私よりも知的能力を持っていた人がその中にいたことを十分に知っていました。これが悲劇的な反応の例の一つだと思います。

〔劣等感〕

もう一つの反応の仕方は過敏性、それも偏見、差別に対する強度と思われるような過敏性です。オーストラリアの黒人のアボリジニーですが、彼は自分



普門館国際会議室

の国で移民であったわけです。つまりオーストラリアという白人社会の中では移民的立場でありました。彼はこのような話をしてくれました。シドニーでバスに乗った時に座っていいのか、立っていいのかわからないということです。どうしてかという、白人のオーストラリア人が自分のことをいつもジロジロ見ているような気がするといっていました。自分は汚なくて変なおいがするのではないかと思ってしまう。それで自分はバスの後ろの方に行つてつかまって立つということです。彼らと目を合わせなくてもすむように。これが文化的な過敏性の実例かと思えます。このようになると人々はコミュニケーションができなくなってしまいます。つまり優勢文化の人間と距離を置こうと考えるのです。

〔逃 避〕

諦めのもう一つの形というのは現実からの逃避ということ。これは私の研究で発見されたことなのですが、移民の人々が工場に勤めた場合全てが良好に進んでいるように見えます。ところが突然出社なくなりました。母親が亡くなったというのです。そして6カ月後また母親が亡くなったといって休みました。更に6カ月後、また家族のひとりが亡くなったというのです。実はこの人は知的には一般的なレベルにあったのに一日中非常につまらないことをやらされていたのです。そしてこれ以上このつまらない仕事はやっていけないというこ

ろまでになってしまいました。

このようなことは移民の中にはよくあるのですが、これが疎隔、そして諦めの例になるわけです。

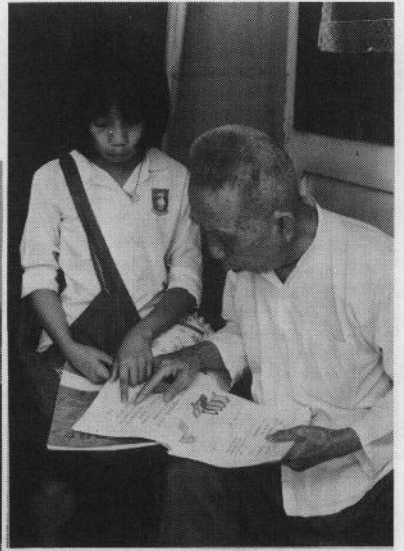
〔攻撃性〕

もう一つの広範囲な反応の形というのは、攻撃性であります。これは直接優勢社会に対してのものもあれば間接的なものもあります。自分たちの家族、あるいは愛する人々に対して間接的にいじわるをすることがあります。

一つの例にエスニック（民族的）な冗談というのがあります。移民のキャンプなどで自分のグループや民族に対する冗談、または優勢文化に対する冗談をいながらお互いに笑って楽しんでいるのです。このようなことで一つの優勢な力に対する怒りや、それを自分がコントロールできないための不満を間接的に発散させるということがあられるわけです。

もう一つ悲しい例を申し上げます。私は自分の妻や赤んぼうに暴力を加えた男にインタビューをしたことがあります。彼は大きな建物を建てていたのですが、その時いっしょに働いていた優勢文化の人々が自分の文化に対していろいろ民族的なジョークを言い続けたというのです。ある日とうとうそれに耐えられず、自分の家に帰ってから妻に暴力を奮ってしまいました。その間中彼は妻や赤ん坊に「愛しているよ」と言っていました。このように自分たちの文化の人々や家族に対する反応になって表れていく

新しい生活に慣れるのには時間が必要だ



中国系ベトナム難民

(UNHCR 提供)

わけです。

2. 貧困の文化

二つめのモデルと申しますのが「貧困の文化」です。これは絶望の世界であります。

どなたか守って下さる方が必要だと思いますが、ニューヨークのハーレム、黒人街を歩かれますと、非常に大きなスラム街を経験なさると思います。そこでは家の真前に座っている人々が沢山あります。彼らの顔には命のかけらさえありません。むしろ死んでいるように見えるのですが、もちろん生きているわけです。職業がないので希望を失ない、優勢社会に受け入れられていませんので、生きる力さえなくしているという状況です。文化的なルーツも全て失なわれておまして、アイデンティティー、自己主張というものも失なわれているわけです。文化というものは自分に対するアイデンティティーを与えてくれるのですが、その文化がなければ希望も失なわれてしまうということです。文化はみなさまに希望を与えてくれます。

私は太平洋地域でも同じことを経験いたしました。人々が希望をなくし、若く死んでしまう場合があります。それは単なる絶望の結果です。

3. 疎外に対する自助

三つめのモデルはコミュニティーモデルに対する

追求であります。どの文化の一員であっても同じことがいえると思いますが、心の中にある深い欲望、つまりいろいろな人々と共存するという感覚があります。そして人々に受け入れられたいという気持ちもあると思います。しかしその場合優勢文化が自分を受け入れてくれないということがあれば、自分たちの欲望とかコミュニティーの感覚を優勢文化には受け入れられない、または反応できないような方法で表れる場合もあります。

〔原住民主義〕

ここで二つのタイプの概要を述べてみます。共同生活に対する追求の一つといたしましてネィティブスティック・ムーブメント (nativistic movement) ということばがあります。ネィティブスティックとは原住民主義、または強力な国家主義、自分の国のための主義ということです。移民の人々はいろいろな理由によってなかなか優勢社会で受け入れられない場合があります。そうすると過去に逆上って昔を考えるようになります。そして昔の面影やかつての強力な国家に対する意識が強くなるのです。私の祖父はニューージーランド人でしたがアイルランドの出身でした。彼は大変感覚的にはアイルランドの心の持ち主でした。それはイギリスの植民地であったニューージーランドではアイルランド系はなかなか受け入れられなかったからです。

〔理想主義〕

自分の国家に対する強い意識の中には理想主義的な追求というものがああります。これはアフリカや南太平洋ではかなり頻繁な動きであります。このような人々は新しい文化を築きあげたがって、時には文化的、または技術的な援助のないままでやっているという場合もあります。

ニューギニアの山の一角に緑が見えますので「あれは何でしょう」というと「滑走路だ」というのです。とても飛行機が着陸できるようなところではないのですが。これは物質輸送崇拜といったものです。彼らは祖先がジャンボ機に乗って、先進国からのすばらしい物質を運んでくると考えているのです。これは夢の追求であり、ロジックは伴っていませんが自分たちが別の社会に受け入れられない場合このような方法に飛んでいってしまうのです。

4. 移民の家族内部での疎外

第四番目のモデルは移民の家族の中での疎外といった問題です。そして第二世代の問題です。まず親が難民であった。その両親が異文化に接し、最初は受け入れられることを夢見たり、自分たちが理解されるだろうと考えるのですが次第にそれが不可能であることがわかります。そして自分たちの本国、祖国というものを夢見るわけです。やがて社会の中で孤立してしまうのです。

ところが二代目の子供たちはいかがでしょうか。たとえば日本であれば学校で日本語を勉強します。アクセントがおかしかったりして学校で笑われるこ

とがあるかもしれません。親も外国の言葉ですからなかなか覚えられません。そうすると最悪の場合は親が子供たちとその国の言葉で話せないということになります。子供たちはその文化、社会からも受け入れられないし、自分たちの親からも受け入れられないという問題があります。それは非常に深刻な社会問題に発展してしまいます。

5. 反社会的行為に走る

第5番目のモデルというのは「ギャングのモデル」です。これは専門用語でコントラカルチャー・シンボルモデル (contra-culture Symbol model) といいます。

ニュージーランドに二人のギャングがいました。髪の毛が長く、ドイツ軍のヘルメットを被っていました。これは何を象徴しているのでしょうか。彼らはその優勢文化に受け入れられなかったのですが、その両親にも理解されず、独自にこのようなギャングの動き、ムーブメントを作りました。そしてその社会や両親の嫌っているシンボルや行動をとり入れるのです。たとえばアメリカのヘルス・エンジェルスグループなどもそうです。

6. 移民グループから離れるエリート

次のモデル第6は「移民グループから離れていくエリート」です。難民の人々と皆さんは毎日接触されているのですが、一部のエリートの方々によって他の難民の方を理解できると考えることは、それはとても危険な発想だと思います。これが大きな問題に発展していくことは可能であります。

受け入れ側の反応

否定的な反応

午後は受け入れ側の移民や難民に対する反応についてお話をしたいと思います。この問題に関しましては沢山の研究が行われておりまして、それを概略的に述べさせていただきたいと思います。

今朝ほど難民側からあまり感謝されないといったような問題が提議されましたが、この問題の背後にはどのようなことがあるのか考えてみたいと思います。この問題は世界中どこにでも見られる重要な問題だと思います。この評価の低さというものをどうやって私たちが解釈すべきなのか、あるいはどのようにそれに対応していくべきなのかというのは世界

共通の問題だと思います。

ではホスト側が移民あるいは難民に対してどのような反応をおこすかということ、それには二つの反応のしかたがあります。肯定的なものとするものと否定的なものとするのです。まず否定的な見方、反応のしかたを見てみましょう。

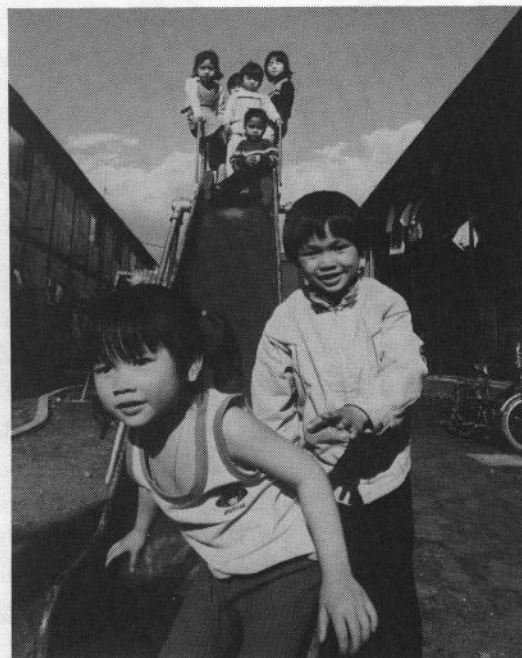
インドのネルーがこの問題を普遍的な、あるいは国際的な問題として定義づけました。彼は世界が存続していくためにはある国内における男女、または国際間においても男女が互いに理解しあい、偏見なしにコミュニケーションを計っていくことが必要で

ある。そしてその国々の統一の最大の障害は基本的な、人間個人個人の中の偏見であり、国際間あるいはその国の国内における偏見であると。ネルーのいうことは真実だと思います。

1. バックホームマン

それでこの偏見という問題はまず第一に民族中心主義（エスノセントリズム、ethnocentrism）ということに基づくだろうと思います。

例をあげてみます。私は非常に隔離された南太平洋のある島で研究していました。ある晩のこと、村人たちが大笑いしている声が聞こえたのです。時々「バックホームマンはこんなことを言ってるよ」といってゲラゲラ笑うのです。そして私は聞いてみました。「このバックホームマンというのは誰ですか」と。彼らがいうことには「水力供給の専門家で、ニュージーランドから来た人です」。彼はどのような話をする時にも、「私の故郷では…」、「ニュージーランドでは…」と、つまり「バックホームでは世界最良の水質資源がある」とか、「私の故郷では最高の教育機関がある」とかそんなことを話すのです。ニュージーランドの人は病気といってもいいのですが、民族中心主義という病に侵されているのです。つまりニュージーランドの文化というのは何年も昔から存続していたものであり、世界中の誰しもがニュージーランドの生活様式をとり入れたいと思っていると考えていたわけです。



適応力のある子どもたち

私はオーストリアのウィーンに留学していたことがあります。ある時とても美しいウィーンの森をバスで通りました。古来からの城とか教会を眺めていると非常に強いニュージーランドなまりが聞こえました。彼はこういいました。「私の故郷ではここにはいない羊がいますよ」。この人は素晴らしいヨーロッパの歴史を前にして、オーストリアには羊がいない、それだけしか考えられなかったのです。私は非常に残念でした。彼こそは民族中心主義に侵されていたのではないかと思います。もちろんこのようなことは誰しもが心の中に持っているものですし、愛国心や国家主義の一部かと思うわけです。しかしそれが排他的になると他の文化の価値に対して、我々の視野をさえぎることになりますと、これは偏見、差別という次元に入ってしまうのではないのでしょうか。

2. フランス人らしい動作を練習

この偏見には二つの分野があると思います。まずステレオタイプ、あるいは意味上の観点と申しませうか。つまり小さな箱にある一種の人間を押しこめたがるという現象です。

例をあげてみます。「ロンドンのバスには次のようなことが書かれております。『走行中は運転手に話しかけないで下さい』イタリアでは次のように書いてあるでしょう。『走行中には運転手の質問に答えないで下さい』ところがメキシコとなりますと『走行中は運転手をピストルで撃たないで下さい』と書いてあるのです」

このように簡単な、冗談という形をとっても私たちは人間を人種によって箱におしこめているわけです。こういう話もあります。私はイギリスであるフランス人の講師を知っていました。彼はベレー帽を取って、講義を始める前に机の上にふっと投げかけるのです。その場合の手の動かし方もとても見事でした。そこで私は彼に言ったのです。「ピエールさん、あなたは本当に真のフランス人ですね」ところが彼は私の言葉に笑いました。「私がイギリスに来た時は絶対に手を使いませんでした。ベレー帽なんてかぶったこともなかったのです。ところが『あなたはフランス人じゃないみたいですね』とあまりにも過度言われるものですから、私は街でベレー帽を買った鏡の前でこの手の動きを練習しました。そうしたら私がフランス人という箱の中に収まったので皆さんとても幸せでした」

これこそがステレオタイプの典型ではないでしょ

うか。つまりすべての人間についてある一種のイメージ、固定化されたイメージを持っているわけです。そしてそのような箱の中から来た人間に対しては、その箱に書いてある行動様式に従って行動されるものと期待しています。これはまだ差別というものに達していないと思いますが、感情というものの出発点だとは思いますが。

3. 黒人とナイフ

公民権運動が始まる前のアメリカで次のような実験が行われました。いろいろな地域から5人の人を選び出し、最初の人にひとつの物語を教えました。「白人のアメリカ人が肉を切ったナイフを手に持ったまま黒人のアメリカ人と、野球の試合について談笑していた」この話を2番目の人、3番目の人という具合に次々に伝えていきました。そして最後に研究者が聞いた話はほとんどの場合、完全に内容が変っていました。黒人が白人にナイフをつきつけているというようにです。これが感情による見方ということなのです。つまり実際にはないことまで見えてしまう、事実を先入観によって判断してしまうことだと思います。差別というのはある特定の人に対して敵意を見ってしまうことです。その人間が所属すると見られているグループが持っている否定的な特性を、その人自身も身につけていると考えるためにおこる敵意や避けようという行為が差別の原因であると思われま

す。私は最初に文化は心の問題だといいました。そして偏見というものは心の問題だと思います。偏見を除去するためには人工心臓や心臓移植の手術と同じように、非常にゆっくりとしたプロセス、難しいプロセスだと思います。

偏見をなくすためには 正しい報道

それではもう一つ、今朝の話に関連してですが、この偏見除去、差別除去のためにいくつかの提言があります。まず第一に、正確で真実に基づいたマスメディアによる報道、報告が必要だということです。

ある一つの報告があるとします。それはその表示のしかたなどによって全く反対の意味にとられてしまうこともあります。私はニュージーランドで難民、移民に関するある研究を行っていました。その時に南部の保守的な新聞に次のような大見出しが書かれ

ていました。「移民が産院で戦争をおこしている。皮膚や血が部屋に散乱していた」と。ところがこの記事を読みますと、実際にはこんなひどいものではなかったのです。同じ事実を報道する場合他の国の新聞では小さな見出しがつけられているだけです。同じ国の新聞でも他の新聞では第1面ではなく第4面に、非常に小さな見出しで載っていました。読み進みますと、そんなに大きな戦争ではなく血が壁中に飛び散ったということもなかったということがはっきりするのです。これこそが不正なメディアによる報道のいい例かと思うわけです。ところが白人のニュージーランド人はこの大見出しを読んで非常に喜んでしまった。つまり自分たちが優越であるということを証明した。移民は劣等であって、彼らを信用することはできないということが証認されたと感じてしまったわけです。

教育に注意

次に教育ということがあります。オーストラリアの大学の科学の教科書に出てきた問題です。オーストラリアの原住民、アボリジニーについての部分です。「年々アボリジニーが白人と同じような生活をするようになってきました。その人数は毎年毎年増えてきました。そして彼らにとって我々と同じ暮らし方をすることの方がより楽であるということがわかってきました。そして彼らは白人の援助を受けて良い仕事を、非常に良く建てられた清潔な家に住めるようになりました」と書いてあるわけです。もう一つ別の教科書には次のようなことが書いてあります。アボリジニーは猿と同じくらい破壊的であると。そしてアボリジニーの性質を変えさせようとするのは、非常に難しいことだと書いてあります。これは1960年代に出版された教科書です。

いったいここにどのような意味あいがあるのですか。このようなものを読んだ若い人々が、自分たちとは違う文化圏についてどのような意見を持つようになるでしょうか。

優越感がみなぎっている例というものはもう一つあります。イギリスが海軍や経済力を背景にして世界中を支配していた時期がありました。この時にルジアード・キップリングという詩人が、インドにおけるイギリスの支配力についていろいろ言及した人ですが、次のようなことを書いています。「全ての善人は次のことで同意しています。全ての善人は次のようにいうわけです。『我々のような善人は we、つ

まり私たちと呼んでいます。そして他の人々はみんな They, 彼らなのです」つまり我々は優越であって、彼らは劣勢、劣等であるという考え方を如実に示しています。こういうものが文献なり新聞なりに掲載されることによって、優勢文化に入っている人人の感情をよりあおりたてることになり、彼らがより支配力を増すような感情を抱いてしまうことになるわけです。

エスニックジョークの再検討

もう一つ、この反応は日本ではあまり起こらないかもしれませんが、民族に関するジョークがあります。ニュージーランドではオーストラリア人についてかなり批判的なジョークが多いのですが、これからお話しするのはアイルランド人についてのジョークです。「アイルランド人を月曜日に笑わせるにはどうしたらいいか。金曜日にジョークを言えればいいんだ」といったようなことです。あるいは「石油の掘削台に乗っているアイルランド人を見分けるにはどうすればいいか。それは簡単さ。ヘリコプターにパンのクズを投げるのはアイルランド人ぐらいしかいない」と。そのようなジョークなんですね。

このような民族主義に基づいたジョークはポーランド人とか中国人、イギリス人、誰にでも適用されるものですが、ユーモアでカバーすることによって我々が優勢、彼らが劣勢という関係を作り上げることができるわけです。

よくいわれることですが、「ある人をおだてたいなら別の文化の人のジョークを言え」と。それほど普遍的な現象かと思うわけです。ですから移民、あるいは難民を担当している人間としてはこのような民族的なジョークというものをもう一回再検討する必要があるのではないのでしょうか。

「怒り」を理解する

次に「怒り」という項目があります。これは非常に難しい問題です。つまり全く異文化から来た人をただ隣において、彼らがうまく、なごやかにやっていくかといったらそうでもないのです。つまり同じ家の中に住んでいても、たとえば結婚している二人でも、同じ屋根の下に住んでいながらケンカはするわけです。ですから全く違った文化を持った二人を同じ屋根の下において、平和が訪れるということはほぼ考えられません。この場合別の文化同士が出会うのではなく、異なる歴史同士が衝突するわけです。

つまり優越な歴史を持った人々と、劣勢な歴史を持った人々とがぶつかるのです。皆さんの国、あるいは新しい国に入ってきた難民、移民は劣勢な立場に置かれます。言葉が話せない。たとえ話せたとしても、その言葉が持っている細かなニュアンスは拾いきれないのです。つまり文化のシンボルというものは全て辞書に掲載されていないので、辞書に載っていない部分は読み取れないということがあります。そのような結果自分が孤立しているように感じてしまう。そしてこの寂しさに耐えるためには怒りを爆発させること、つまり自分が強力であること、あるいは物事を強要するといったような立場をとることをするわけです。怒りなどをぶつけないで一つの文化にスムーズに入っていくことには非常に時間がかかります。移民とか難民は引き受け国についての偏見の歴史というものを常に持って入ってきます。それで受け入れ側である皆さん方や私が彼らを助けてあげてもなかなか感謝されないというのは私どもの責任ではありません。彼らの怒り、または皆さん方に対する感謝のなさというものが相互作用となって、お互いの否定的な反応を強化してしまうことがくり返されるのではないのでしょうか。

また難民となった人々は難民になる前の過程で、人間に対する信頼感を失ってしまったと思うのです。つまり彼らはかつて人々を信用することによって非常に痛い思いをしたわけです。ですから皆さんの忠誠心をテストするのでしょうか。でもそれは彼らにとってしかたのないことです。といいますのは、誰かを助けてあげようと思った場合、自分の心の中の最も柔らかい部分までも渡してしまうということがあるわけですが、これはなかなか人に伝えきれない部分だと思います。ですからそのような信頼関係を得るための過程は非常にゆっくりしたものだと思います。何回も相手に拒絶されるのはしかたのないことだと思ってあきらめないといけないと思います。そして何とかしてその人を愛そう、その人に愛情を持とうという努力が必要になってくると思います。

「机」に表れる権威に配慮

ではもう一度シンボルの話に戻りたいと思います。ソーシャル・ワーカーまたは一団体のメンバーとして皆さん方は一人の公官になるわけです。ですから肩書もあれば自分の事務所があるかもしれません。非常に堅苦しく、仰々しい机があるかもしれません。



大和定住促進センターで

ですから移民がいる向こう側から私が座っているこちらまでの間というのは、船で英国からアメリカに行くぐらいの距離があります。精神的には非常に長い長い距離であるわけです。そして権威とか力といったものがこの机によって象徴されているのですが、私どもはこの机の向こう側にいる難民や移民の人々の立場がなかなかわからないのです。

私がイギリスに行った時のことです。飛行機がある町に着陸できませんでした。そこで警察が200マイルの距離をパトカーで連れていってくれたのです。私は子供の時から夢を見ていたパトカーに乗り、とても楽しい旅ができました。車は超スピードで走りました。町に到着した時私は何が起きているかわかりました。非常に強力な権威のシンボルであるパトカーに私が乗っていたということです。私はその権威を非常に楽しいものだと思ひまして、優越感を感じたわけです。私たちはいつもは考えていないのですが、やはり権威というものがパトカーに表れていたのです。

文化融合

A+B+C=A

では第2のモデル、これは偏見が実際に起こっているモデルなんですけど、まずA、B、Cといった形式をここであげたいと思います。文化的融合といましようか、これは歴史的に見ますと非常に重要な方法です。受け入れ側の移民の人々に対する反応、またはイギリス人が最初にニュージーランドやオーストラリアに行った時に直面したいろいろな対応、アボリジニーに対する反応というようなことが含まれています。文化的融合、アシミレーションという

のは、A文化、これが優勢なのですが、とB文化、マイノリティーな移民文化、そしてC、これがもう一つの移民文化ですが、これらが文化的相違というものを取り除くことにより、最も優勢な文化であるAといった形式が残るようにする方式です。歴史的には二つの方法があります。一つは一元論的融合、これの傾向としましては道義的あるいは物理的な暴力というものを伴います。イギリス統治下のニュージーランドでは英語以外の言葉を禁じまして、彼らが自国の言葉と話すと刑罰を与えられました。つまり英語というのは神から定められた言葉で、世界中がその神から言葉を賜るのを待っているというものでした。

アイルランドはもちろんイギリスの一部ですが、現在は政治的な問題があります。その背景には何百年もの間イギリスの文化というものをブリティッシュではなくイングリッシュにしようという動きがあったのです。これは融合に対する非常に静かな試みではありました。

胡椒入れの文化融合

日本でレストランに入りますと胡椒入れがありますが、ニュージーランドでは政府がこの“胡椒入れの文化融合の方法”というものを生み出しました。まず私たちと顔形の違う移民の人々を別々に位置づけるのです。一つの家族を町を中心に、それから2マイル先のところに、または6マイル先のところに違う家族を設置させます。これは胡椒のように白黒混ざった形という意味です。これらの移民の家族はもし他の移民から離れているところに住めば私たちと同じような方法によって生活に溶けこめるという考え方であります。

このような方法は温情主義的な文化融合というものです。もちろんこれは現実的なものではないし、うまくいくわけがないのですが。この移民グループは距離的、地理的に隔離されることで文化的に隔離されてしまいます。優勢文化との接触もそれだけ制限されます。そして政府の方もそれほどそのグループに対して心配をすることがないということです。前世紀アメリカ合衆国で行われたアメリカンディーンの特別居留区というものも同じものだと思います。ニューカレドニアの問題も非常に深刻化してしまいました。現地の人々は居留区には住みたくないというふうに変発しています。彼らは自国の政府の活動に参加をしたいと主張しているわけです。

文化的ロマンチズム 「ブッシュマン」

次に述べます偏見の例は文化的ロマンティズムというものです。移民の文化は非常に素晴らしいもので何も問題がないという観点から、彼らがあるのままでいられるようにしてあげるべきで、彼らは何ら変わる必要がないという風に考えるわけです。そして受け入れ国の我々にはこのように工業技術が発達したためいろいろな病気はあるし、街はゴミゴミしていると。「神々は狂ってしまった」という映画がありました。日本の皆さんは「ブッシュマン」としてご存じかと思います。この映画の中ではいろいろな有意義なポイントがあります。カラハリ砂漠のアフリカ人、ブッシュマンが非常に幸せな家族、グループを作っていて、戦争もなければ怒りもない世界に暮らしていました。全く緊張感はなく、法律もないのですが、ある日突然、さあ何が起こったのでしょうか。コココーラのびんが飛行機から地面に落とされました。そこでこの社会の平和というものが破壊されてしまったのです。ところがこれは全くのウソであります。緊張のない人間のグループというのはあり得ません。そして怒りを感じないグループも全く存在しないと思います。

人種差別の定義

ではただ今から人種差別、そして偏見について簡単に触れたいと思います。人種差別の定義といたしまして、ある民族、あるグループは人間として、あるグループよりも必然的に劣性であるというものです。これには三つの要素があります。一つの仮説は自分自身の生活方法が世界で最も正しく、他のグループの生活方法は自分のものより劣性で、これは生物学的な構造によって劣性なのかもしれませんが、そのような要因によって他を差別するといった考え方です。

まず個人主義、つまり個人的に誰かに偏見を持ったり、劣性であるという風に考える。または政府の

レベルで一つの政策としてあるグループが劣性だと位置づけるということがあります。南アフリカの黒人に対する人種隔離政策がこの例です。

同一性の偏見

私の国で行われた研究について申し上げます。それぞれ関連はあるのですが二つの明確なタイプがあることが発見されました。一つは同一性 uniformity の偏見です。ニュージーランドの文化は多少日本の文化に似ているところがあると思います。ニュージーランドの文化は一国から成り立っている文化、つまりイギリスからの文化が続いているわけです。まずイギリスからニュージーランドに最初に来た移民たちは英語を話して現地の人々を統治いたしました。現在はもちろん顔形は同じですし、文化的にもニュージーランドの一部と他の地区を比べましてもそれほど差はありません。その結果同一性の偏見というものが生まれてきました。見た目や話し方、言葉などが違ったり、または差があった場合、お互いは同一にはならないという考え方が出てきたわけです。

ですから教育制度の発達によって全国の人が統一するようになってきたのですが、それは非常に残念なことだと考えます。そして移民の人々にもその言葉を廃止してしまいました。英語しか話してはいけないという法律が生まれてしまったわけです。

マオリ族にお医者さんはない？

ニュージーランドの新聞を何年か前に読んでいましたら、「現地の一番最初のマオリという原住民の人人は非常に幸せで常にニコニコしていて、音楽的才能もある。更に手仕事も大変上手である」という話が載っていました。しかしこのマオリの中にはお医者さんや看護婦さんまたは政治家になるといった話は一切ありませんでした。また大学教授になるという話もなく、彼らに対する期待というものは大変低い水準でありました。これがステレオタイプの例になるかと思いますが、このような見方が普及してしまいますと、人々は本当にマオリの人々はこういう人類であるのだということを信じてしまうわけです。

受け入れ側はどうすべきか 文化多元主義

今まで否定的な反応についてお話をしてきましたがこれからは肯定的な、前向きな観点からお話し

いたします。受け入れ国の人々は新しく入ってくる人々との対応をいかに肯定的にできるか。これには文



化的多元論性という専門用語がでできます。

Aというのは受け入れ側の優勢文化です。BとCが移民文化です。AはAのまま続くのですが、BとCはABまたはACという型が変わってしまいます。このように優勢文化は新しい文化に全く影響されませんが、それは間違っていると思います。なぜならば文化多元主義ということは受け入れ国は新しく入ってくる人々の文化や言葉にオープンでなければいけないからです。そして相互にダイナミックなアクション、または相互作用というものがなければいけないと思います。これを実現するためには高度なレベルにおける受け入れ側の寛大な精神が必要になってきます。技術的には自分は優越かもしれませんが、人間的価値は思っていたほど自分は優れていないということをわからなければいけないと思います。自分の国に新しく入ってくる人々などから必ず学べるものがあるのだということを自覚しなければいけないと思います。

しかし文化多元主義によりますと、移民の人々は優勢文化に対して何か貢献するためには次の原則を仮説といたします。まず文化的に強くなければ新しく入ってきたグループが充分受け入れ国の人々と統合できないということです。つまり受け入れ側に認められるためにはいろいろなレベルで自分の文化的アイデンティティを維持しなければいけないと考えます。自分自身が例になると思いますが、私は外国からニュージーランドに帰りますと私の国の詩人の詩や歴史を読みます。そしてニュージーランド人であることに誇りを持つのです。その結果再び海外に出る意欲が出て、外国の人との接触の中で自分が彼らにも与え、彼らからもいろいろ学べるわけです。

お互いを知ることが大切

今最も重要な側面はネルーが考えていたように、

お互いの文化を充分に認識し、偏見から脱却することではないでしょうか。

日本は現在経済的に世界のリーダーになっていますが、これには希望も危険も伴っています。その危険とは民族中心主義というものにお互いが直面しているということです。この問題は常に考えなければいけないことです。

皆さんの共同の力、数は少ないかもしれませんがお互いに協力することによって世界の重要なそれぞれの文化を学んだり、難民の人々と相互作用できる一つの実例になるかと思います。

温情主義を避ける

現在自分にとって最も重要な教訓は何であるかという質問が出ますが、まず温情主義を避ける、または削減するということをあげます。人々のために何かを決定するのではなくて、一緒に決定することが重要です。他人、つまり移民や難民に対して君たちはこういう生活を送るべきだ、こういうことをするべきだということは間違っていると思います。何年かたてば否定的な反応が出てきてしまうと思います。お互いに協力しながら仕事をしていこうという概念を確立するには長い年月がかかると思います。しかしながら我々が日本における相互文化の促進のための触媒となるのならば、個人的な転換というものが必要になってくるのではないのでしょうか。

エスニックジョークはもうやめよう

イギリスのチャールズ・ラームという作家は「人間は全て偏見のかたまりである」と言っています。好きなものがあれば、嫌いなものもある。しかし忘れてはならないのは、我々は自分たちの文化の子供であるということです。私の国ではこういった地図を作ることが好きです（左上写真）。そして結論をいいますと、とても言いにくいのですが、自己知識というのは非常に苦しいことでもあります。人間はいろいろな屈辱、寂しさ、悲しさに耐えるのですが、その中でも自分を知ることが最もこわいことです。自分の偏見というものを認識することによりそれをいかにして対処または変えていこうかという問題に直面するわけです。非常に恥ずかしいことですが、一つしかやることはないと思います。そしてもうこれ以上民族的なジョークは絶対に言わないと自分に誓いたいと思います。これが最も実際的な今日の結論になるのではないのでしょうか。（終り）

インドシナ難民が在日外国人の 法的地位に与えたインパクト

田 中 宏 (愛知県立大学教授)

1. はじめに

外国人留学生の世話団体に勤務したのは1962年からの10年間であるから、私が日本における外国人の地位処遇問題に関心をもつようになって、もう20数年が過ぎたことになる。この20数年間をふり返ると、この間の変化には目をみはるものがある。それは明らかにインドシナ難民の発生とその受入れがもたらしたものと、私の眼には映っている。かつて拙稿のなかで、「青天の霹靂」という表現を使ったのもそのためである。(「難民問題を問われる日本の外国人政策」、『エコノミスト』1979年9月25日号所収)

私の留学生の仕事と日本の外国人政策との出会いは、強烈な事件として刻印されている。1966年のことである。かけ出しの留学生担当者であった私は、病気になったあるシンガポール出身の私費留学生の医療費問題で相談を受けた。特別な資金があるわけではなく、社会福祉事務所に相談に訪れ、結局生活保護法による医療扶助を受けることができた。

国立東京第一病院の入院経費がまかなわれることになり、ホッとしたのもつかの間だった。丁度申請中だった在留期間の更新手続きの返事が来たところ、「不許可」となっていた。私はハガキを持って入国管理事務所に飛んだが、係官はこの学生は公共負担者なので法令違反であると、平然と答えた。出入国管理令を見ると、24条〔退去強制事由〕に「貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上国又は地方公共団体の負担になっているもの」が列記されていた。結局この学生は、国外退去強制令書の執行というかたちで、日本から追放されてしまった。その医療費の捻出に奔走した私は、結果において彼を罪人にしてしまったのである。しかし、この条項はその後1982年1月に施行された改正入管法からは削除されたが、それは難民条約(1951年)に日本が加入することに伴う国内法改正の一つとして実現したのである。難民条約の“偉大さ”には驚くほかない、というのが卒直な実感である。

2. 在日朝鮮人の地位・処遇問題

在日外国人数を外国人登録によってみると、国籍別では次のようになっている。

〈別表〉国籍別外国人登録数(1984年末現在)

国 籍	人 数	構 成 比
1. 韓 国・朝 鮮	680,706	80.8%
2. 中 国	69,608	8.2
3. ア メ リ カ	29,037	3.4
4. フィリピン	11,183	1.3
5. イ ギ リ ス	6,878	0.8
6. ベ ト ナ ム	3,993	0.4
7. 西 ド イ ツ	3,158	0.3
8. タ イ	2,758	0.3
9. イ ン ド	2,540	
10. フ ラ ン ス	2,393	
11. カ ナ ダ	2,280	
12. ブ ラ ジ ル	1,986	
13. マ レ イ シ ア	1,905	
14. 無 国 籍	1,876	
15. イ ン ド ネ シ ア	1,803	
16. オーストラリア	1,784	
(そ の 他)	(17,943)	
合 計	841,831	100%

日本では「外国人」とか「外人」から白人を連想することが多いが、別表を見るとそれがいかに現実とかけ離れているかは一目瞭然である。朝鮮半島は日本に最も近い外国であるが、そのことが原因ではない。1910年、日本は「韓国併合」を強行したが、その前年の在留外国人数は、中国人 9,858、イギリス人 2,468、アメリカ人 1,627、そして第 4 位が朝鮮人 790 となっている。それが、1945年の日本敗戦時における在留朝鮮人数は 200 万を超えていた。そして、戦後短期間にその 4 分の 3 は次々と本国に帰還したことは、その在留が強制連行をはじめとする不正常的なものによってもたらされたかを示している。従って、在日朝鮮人（韓国籍・朝鮮籍の総称）の存在は、いつにかかって日本の朝鮮統治に起因するのである。それは、旅券をもって来日した一般外国人とは本質的に異った存在であり、その歴史性を充分にふまえた視点が必要なのである。

3. 「帝国臣民」から「外国人」へ

1945年 8 月、日本がポツダム宣言を受諾したことによって、朝鮮及び台湾における日本統治は終焉を迎えた。日本統治時代、朝鮮人は「帝国臣民」と見なされ、そのことによって朝鮮語を奪われ、日本名への「創氏改名」を強制され、「皇国臣民の誓詞」を強要され、徴用そして徴兵にまで駆り出された。そして、戦後日本国内に残留した朝鮮人は、本国の人々とはまったく異った境遇におかれることとなった。1946年 3 月の調査によると、在日朝鮮人数はすでに約 65 万に減少している。日本は戦後アメリカを始めとする連合国の占領下におかれたが、そこでのこれら植民地出身者の地位は矛盾に満ちたものであった。1945年 11 月の占領当局の「初期の基本指令」は、次のように述べていた。

「軍事上の安全が許す限り中国人たる台湾人及び朝鮮人を“解放人民”として処置すべきである。かれらはこの指令に使用されている“日本人”という用語には含まれない。しかし、彼らは、いまなおひきつづき“日本国民”であるから、必要な場合には“敵国民（連合国にとって）”として処遇されてよい」と。そして、具体的には、外国人登録令（1947年 5 月制定）の適用については「外国人」とみなされたが、就学義務については「日本国民」として扱われ（1948年 1 月の文部省通達）、日本の学校に学ぶ義務があるとされ、民族学校は閉鎖または改組を命ぜられた。要するに、当局者にとって最も都合のいい

ように取扱われたのである。しかし、こうした“矛盾に満ちた”時期は、1952年 4 月 28 日、対日平和条約の発効を期して終了した。即ち、日本政府はこの日に旧植民地出身者の「日本国籍」は喪失したとの見解を表明した。しかも、その平和条約には国籍変動に関する明文規定もなければ、国内立法という手続がとられたわけでもない。

イギリスやフランスにおける植民地の分離独立は、解放戦争、民族独立闘争、円卓会議などの両当事者間の交渉を経て実現した。そして、独立に伴う旧植民地人民の国籍変動についても、それ相応の解決がはかられた。しかし、日本における朝鮮の独立や台湾の中国復帰はこうした形をとらず、日本がポツダム宣言を受諾した結果としてもたらされた。日本と似ているのは、ドイツの敗戦とそれに伴うオーストリアの独立回復ということになる。西ドイツについてみると、1956年 5 月に制定された特別立法によって処理されている。それによると、オーストリア併合による「ドイツ国籍」付与は、オーストリア独立の前日にすべて削減すると定めるとともに、一方で西ドイツ領内に居住するオーストリア人（日本では朝鮮人にあたる）は、意思表示によってドイツ国籍を回復する権利を有する、すなわち国籍選択権が認められたのである。

日本とドイツを比較すると、ドイツではオーストリア独立の時期に合わせて国籍変動措置をとったが、日本の場合は朝鮮建国の時点（南北いずれにしても 1948年）は無視して、日本の主権回復時（1952年）を基準としている。また、在独オーストリア人にはその意思によってドイツ国籍取得の道が開られたが、在日朝鮮人の意思が問われることはなかった。在日朝鮮人が日本国籍を取得するには、すべて一般外国人と同じ“帰化”審査の関門をくぐるしかない。従って、その可否決定はまったく日本側にあり、在独オーストリア人側に決定権があったのとは、“天と地の隔り”といえよう。

4. 日韓条約とその後

日本は、1952年 4 月、占領を解かれて主権を回復した時点で、旧植民地出身者（朝鮮人、台湾人）は一般外国人と同じ地位に投げ込むことによって、“戦後処理”を済ませたのである。それは対日平和条約が発効した時点であるが、その条約には朝鮮並びに中国を代表するいかなる政府も参加していなかった。従って、その“当事者性”という点からはまったく

の虚構ということになる。日韓交渉は平和条約締結
当時から始っていたが、日本側の姿勢に問題があっ
たりして14年の長きに及び、やっと1965年6月、日
韓条約の締結にこきつけた。しかし、朝鮮民主主義
人民共和国とは、いまだに「8・15」のままで、国
交も開かれていない。

ともあれ、日韓条約の締結はまがりなりにも旧植
民地出身者の問題についての初の戦後処理であった。
条約と同時に成立した日韓法的地位協定によって協
定永住制度が設けられ、それによって在日韓国人は
やっと一般外国人とは若干異った地位におかれるこ
とになった。比較的わかりやすい事項を例示すると
すれば、国外追放事由について、一般外国人は「懲
役一年を超える刑に処された者」であるのに対し、
協定永住者は「懲役七年を超える者」となった。し
かし、それは「大韓民国」国民であることを前提と
した申請によって取得できる地位であったため、避
けがたく在日朝鮮人のなかに“38度線”をもち込む
こととなった。全く同じ歴史的背景をもつ人々が、
協定永住者とそうでないものと二分された(1984
年9月末の法務省統計によると、協定永住者約35万
5,000人、その他の者約28万8,000人となっている)。

戦後20年も過ぎていたとはいえ、協定永住制度は
はじめて旧植民地出身者を一般外国人より若干優遇
する内容を含んでいた。しかし、それがさほど彼ら
の地位処遇問題を解決するものではなかったことが、
次第に明らかになっていった。いくつかを例示して
みたい。1970年、「日本名」を使ってビッグ・ビジ
ネス日立製作所の入社試験に合格しながら、韓国人
だとわかって解雇された朴鍾碩^{パクチュンソク}事件、日本に生まれ
育ちながら所定の刑罰を受けたとして言葉も通じな
ければ身寄りもない韓国への追放を通告された申京
煥^{シンキョウ}事件(1973年)、司法試験に合格しながら、日本
国籍がないとして司法研修所への入所が問題とな
った金敬得^{キムキョウトク}事件(1976年)、12年間も掛金をかけなが
ら日本国籍を有しないとして国民年金の支給を拒否
された金鉉鈞^{キムヒョングン}事件(1976年)……、いずれも協定永
住者の身のうえにおきた事件である。従来は“泣き
寝入り”を余儀なくされてきたが、これらの人々は
「在日」をかけて異をとらえたのである。裁判をも
含む自分自身の闘いによって、その権利を主張する
しかなかった。いずれも所期の目的を達成しえたこ
とが、せめてもの慰めではあったが。それぞれを支
援する市民運動が生まれ、旧植民地出身者及びその
子孫に対するさまざまな民族差別の問題に取り組み



(本文とは関係ありません)

れるようになったのは、ようやく1970年代に入っ
てからであった。

5. インドシナ難民がもたらしたもの

こうした潮流と重なりあうように、1975年4月の
インドシナ政変とその後の難民の発生が、日本の外
国人政策に思いがけない変様をもたらすことにな
った。すでに11回目を迎えるサミット(先進七カ国首
脳会議)が始ったのも、同じ1975年からであった。
サミット参加国でインドシナに最も近い経済大国日
本は、難民問題についてソップをむくことは許され
なくなった。日本においては、従来旅券もビザも持
たない者に上陸を許可した例は皆無に等しかった。
韓国で李承晩政権が倒れたとき(1960年)、その内務
大臣夫妻と秘書が日本に亡命してきたが、密入国罪
で処罰されたほどである。

ベトナム難民について、当初、日本政府は第三国
への出国までの間一時滞留を認めるという対応をし
た。そして、1978年4月、福田首相(当時)の訪米
直前になって、「定住許可」方針がうち出され、さら
に、79年4月、定住枠500が決定され、その対象
もベトナム難民からインドシナ難民に拡大された。
日米首脳会談やサミットなど重要な外交イベントが
あると、きまって難民対策が一步前進するという経
過をたどった。定住許可方針によって、難民の定住

化が進められると、それは日本の外国人政策一般と避けがたく対面することとなる。

こうした難民政策の進展と相前後して、日本政府は延ばし延ばしにしてきた「国際人権規約」及び「難民条約」への加入手続きを進めざるを得なくなった。そして、1979年国際人権規約が、1982年難民条約がそれぞれ日本において発効した。前者については直接国内法の改正は行われなかったが、後者については外国人管理の基本法である出入国管理令及び社会保障関係の4つの法律に重要な改正が加えられた。

国際人権規約は重要な原則のひとつとして「内外人平等」主義を掲げている。条約加入に伴って国内法の改正は行われなかったが、従来運用面で「外国人排除」を行ってきたいくつかの手直しされ、外国人に門戸を開放するという「効果」をもたらした。すなわち、公団住宅、公営住宅、住宅金融公庫、国民金融公庫がいずれも、1980年4月から開放されたのである。これらを打出した建設省及び大蔵省の通達は「諸般の情勢にかんがみ……」と述べているにすぎないが、それが国際人権規約加入に伴う措置であったことは、国会答弁などで明らかである。また、1981年7月、国民体育大会の参加資格が、高校生に限ってではあるが外国人にも開放された。これらにはもちろん在日朝鮮人らの差別撤廃・人権擁護を求める運動が、その背景としてあったことはいままでもない。

6. “頂門の一針”が加えられる

さらに、1982年に加入した難民条約はもっと巨大な変化をもたらした。従来の「出入国管理令」は、その名も「出入国管理及び難民認定法」と改められ、難民認定制度を新設したほか、冒頭で紹介した過去強制事由のひとつ「貧困者……」も削除された。それのみか、前述の協定永住を申請しなかった朝鮮人及び台湾人に、無条件に永住許可を与える「特例永住」制度が導入された。ひとにぎりの難民にどう対処するかというときになって、やっと30万近い人々の法的地位に若干の手直しが加えられたのである。

社会保障関係の4つの法律の改正は「国籍条項」を削除するというものだった。老後のための国民年金法、3人以上の子どもを対象とした児童手当法、母子家庭などを対象とした扶養手当法、さらに障害児を対象とした特別児童手当法は、いずれも国籍要件が撤廃され、外国人にも開放された。これらの法律は、従来「日本に住所を有する日本国民」のみを

対象にし、「在外邦人」と「在日外国人」をともに除外してきた。すなわち、在外邦人の社会保障はその滞在国に期待しながら、在日外国人はその本国に押しつけるという「身勝手な」法制だったのである。それが難民条約の“おかげ”で、やっと「日本に住所を有する（すべての）者」を対象とするように改められたのである。ともに税金を負担してきた在日外国人（在外邦人には所得税を納める義務はない）、共同の負担を財源に社会連帯の理念にもとづいて成立する社会保障制度が、排外主義に毒されていたことを証明してくれた。

難民条約は、日本の社会保障法制に“原型的転換”をもたらしたのである。さらには、日本社会の構成員を「日本国民」のみに限定する発想に“頂門の一針”が加えられたのである。自らの歴史が作り出した遺産にはかならない旧植民地出身者、及びその子孫の地位・処遇問題に真摯に対面しないまま糊塗（こと）してきたものの、難民問題という新しい波によって、かえってそれが浮き彫りにされてきたといえないだろうか。難民の日本定住が進めば進むほど、それは在日朝鮮人に対する民族差別をいかに克服するかという日本社会のもつ課題とますます結びついていくように思える。歴史というのは案外こうした経過をたどるものではなからうか。

たなか ひろし

いまだに日本社会が内包するアジア人差別の矛盾を、長年指摘し続けてきた。特に、在日朝鮮・韓国人の人権問題には詳しく、行動派の人として知られている。「指紋捺捺拒否予定者会議」代表。

著書に『日本のなかのアジア』（大和書房）、『アジア留学生と日本』（永井道雄、原 芳男共著、NHKブックス）などがある。

また、日本に定住したインドシナ難民への案内書である『日本での暮らしの手引』の編集委員でもある。

「彼らだけの問題」 なのでしょうか？

森山 久寿子

日本語家庭教師プロジェクト
コーディネーター

ある日突然、全く日本語が通じない空間に放り込まれたら、私達は一体どのような反応を示すのであろうか？食べる物、着る物、習慣、何から何まで全て異なる文化の中で生活を始め適応してゆくまでに、私達はかなり激しいエネルギーの消え方を強いられるであろう事は想像に難くない。外国を旅した場合、一時的にそうした状況を体験するものの、本質的に「旅行」とその地に「定住」とするのでは、大きな差異がある。かつて、アメリカに移住していった日本人をテーマにした小説や映画が話題となった。その中では、日系移民の一世や二世が、少数派であるが故に受ける差別や偏見と闘い、2つの文化の間で自己のアイデンティティを形成してゆく様が描かれていたが、いかに異文化への適応が難しいものであるかを如実に物語るものである。異文化の中での生活は、ある意味ではゼロからの出発なのかもしれない。現在、日本には4,000人を超えるインドシナ難民が定住している。彼らもまた、日本という異文化の中で葛藤(かっとう)を続けているのである。



カンボジアのお母さんの家族と一緒に。
(左から3番目が筆者)

シハラットさんもそうだが、センターでの3カ月間の日本語教育が終ると、職を得て日本社会へと生活の場を移す。職種は限られていて、どちらかというところベルト・コンベアーや機械相手の仕事が多い。言葉をほとんど要しない作業である。昼休みや仕事が終わった後、同僚と話をしようにもテキストで習った「です、ます」調は通じない。相手の言っている事が分からない、自分の意志を伝達する手段を持たないという事は、精神的なプレッシャーである。勿論、家に帰れば母国語なのであるが。家族を養っていくには、残業をやらなければならない。疲れた体と心を休める時間もない生活に追いつてられる。

「今、どんな仕事をしているの？」「プラスチックの作ってます。とても疲れるね。(胸を押さえて)ここが痛いです。(頭を押さえて)こどもも痛いです。シンナーね、シンナー」「病院に行きましたか？」「いかない」「どうして？」「忙しいから」「でも体が悪いと、もっともっと後で困るよ。もっともっと痛くなるよ。社長さんに言ったの？」「言った」「じゃあ、どうして……」「私、ここ痛いて言ったね。社長さん、御飯たくさん食べれば良くなると言った。私の話、ダメ……」

取りつく島がない社長さんとシハラットさんの会話。どうしてもっと耳を傾けないのだろうかと思うけれど、自転車操業の企業ではそうもいかない。仕事にしても、およそ工業的なものとは縁のなかった人が、日本人でさえ2、3日で逃げ出すというシンナーの仕事を黙々とやり続けた。彼はその後、病院で検査を受ける事ができたのだが、肺がやられておりその会社を辞めてしまった。難民キャンプにいた頃

1. はじめに

日本に定住した難民が抱える問題は、単独では存在し得ない。人(相手)は自分を映す鏡だと言われるが、私は、定住難民と接する中で、私自身の存在、そして私と社会の関わり方自体をも問い直し始めている。なぜなら、日本社会の中で彼らの生活と私たちの生活は、相互に絡み合っており、もはや「彼らだけの問題」ではなくなったからである。日本語家庭教師として活動を続けて2年半あまり。私が彼らと接する中で、感じた事、経験した事をつづりながら、日本に定住した難民の現状を伝えたい。

2. 病院に行きましたか？

現在、神奈川に住んでいるシハラットさん(カンボジア人)は、2カ月前前に仕事を変えたばかりである。彼とその家族に出会ったのは、2年前で、彼らが埼玉に住んでいる頃だった。定住促進センターを出たばかりの彼は、生活に対する不安と希望とでどことなく落ち着かない風だった。日本語もテキストを使っている時は質問に答えられるのだが、自由な会話練習になると、ときれとぎれになるという状態だった。たいていの難民が日本語を自由に使いこなせるようになるには数年かかるというのが実情である。

は、英語の教師として働いていたのに、この社会でその経験も生かせないままにいます。次に見つけた仕事も5カ月程で辞めてしまったという。

埼玉から神奈川に引っ越して数カ月たった頃、再度訪れてみた。部屋には、きちんと電化製品が揃い、一見、何も不自由してない様に見えた。「仕事はどうですか?」「きついです」「残業しているの?」「そう」「何時間くらいしてるの?」「1カ月120時間」「えっ、うそでしょ」「本当、見て下さい」そう言って彼は、給料の明細書を見せてくれた。「残業をしないと、これだけ」そう説明する彼の顔色は相変わらずさえない。

シハラットさんの様なケースは、珍しい事ではない。日本の会社の様な年功序列型の中で転々と職を変える事は、結局自分を不利な状況に追込むだけなのに。「ああ、ここでもか」と思わずため息が出てしまう。しかしながら、そうした私の心配をよそに、したたかに生活していく姿は逆に励まされる事さえある。

日本に来て1年くらいは、食べ物や生活習慣の違いで、病気がちだったり、ふさぎこんだりしている人が多い。しかし、周囲の人間が、つまり私たちが彼らを気長に暖かく見守ってあげる余裕があれば、それからは彼らが独自の力で生活を切り開いていくのである。

3. 家庭にとり残される女たち

シハラットさんの奥さん、サムールさんは、2年近くたった今でも、背中を訴える。原因はいまだに判らない。だんなさんが仕事に出ている間は、子供の世話をしながら留守番をしなければならない。センターにいる時は出産間近で、日本語の勉強を満足に受けていない。サムールさんは、こちらのいうことが、ほとんど理解できない。家にいると集金人やセールスマンが来るのだが、言葉が分からないので、黙ったままで彼らが去ってくれるのを待つしかない。話し相手は、電話の向うの同国人や子供たち、そしてテレビである。言葉が不自由であるがために生ずる不安や疑問は、次から次へとあふれ出てくるのに一向に解決されないで、次第に内向的にならざるを得ないのである。

そんなサムールさんが外の社会と通じるようになった。長女、ローリーちゃんのおかげである。まだ5歳のローリーちゃんは、怖いもの知らずでやんちゃ娘ではあるが、慣れない異国の地での生活に疲れ

たお父さんやお母さんを慰めてくれる。母国語(カンボジア語)も日本語も素直に受けとめられるので、通訳をする事もあるが、日本語で生活する割合が高くなるにつれて、母国語を忘れつつある。サムールさんが苦笑しながら言う。「私、ローリーちゃんという言葉が分らない。ローリーちゃんは、カンボジア語分らない」と。子供たちは年が若ければ若いほど適応力が早い、母国語を忘れるのも早い。言葉だけではない。食べ物も給食の影響を受けてか、親のつくる母国の料理が食べられなかったりする。親たちの動揺と悲しみは測り知る事ができない。

4. 私たちの果たすべき役割とは

職場と家庭を往復し、苦しいながらも精一杯働いている彼らは、一日でも早く日本語を自由に話したいと願っている。そうした彼らの要望が、私と彼らを結ぶ唯一の接点である。いずれは私たちの手を必要としない日が来るのだが、この人と人との間にできた関係だけはいつまでも大切にしたいと思うのである。これまで数多くの難民と接してきたわけだが、一人ひとりの顔を思い浮かべていくと、アフターケアの必要性をひしひしと感じる。私たちの活動もやっと3年目に入ったばかりで、まだまだ未開拓の分野である。行政もうまく対応できているとは必ずしも言えないが、結局は、彼ら難民を取り巻く会社の人、近所の人、学校の先生、同じ社会で暮らす私たち自身が、彼らの存在を認め、問題を共に考えていく姿勢を生み出していけない限り、何も解決しないと思う。少々時間がかかるかもしれないが、私たちの生活自体が彼ら難民を抱擁している社会に外ならない事を、先ず自覚しなければならないであろう。

「定住難民の子供がいるから、うちの子のクラスの平均点が下がるのよ。」と、担任の先生にかみついたお母さんがいるとか。まだまだ私がやらねばならない仕事はたくさんあるなど感ずる昨今である。

※文中の名前は仮名です。

ラオス難民 シーパストット・スバン

安孫子 芳樹

シーパストット・スバン一家は、私が姫路定住促進センターでアルバイトをしていた際に知り合ったラオス難民である。日本政府による定住調査の結果、ラオスのダム建設工事の関係者の証言により、スバンは以前に日本人技術者のもとで働いていたことが確認された。これが、日本定住条件に該当することになった。昭和55年9月23日にタイにあるノンカイ難民キャンプから妻と3人の娘とともに一家5人で日本にやってきた。彼らは、母国の争乱と難民キャンプでの過酷な生活からの逃避に終止符をうち、夢と希望を持って姫路の定住促進センターで新たな生活を開始したのだった。

スバンは一見、浮浪者風のいかつい風貌をしているが、彼のひょうきんで、人なつこい動作を見れば、それほど悪い印象は与えないはずである。ラオスは、おおらかでのんびりとした人が多いと聞いていたのだが、スバンもそのとおりかなりののんびり屋である。いつも動作が遅いせいか、まわりの人たちがやきもきして手を差し伸べようとすると、彼は、「ダイジョーブ・デナー」と言いながら、手伝いを拒むのだ。

また、彼は、楽しく酒を飲む人である。昔のこと、センターでの仲間のこと、新生活の失敗のことなど、話しは尽きることがなかった。定住センターでは、入所生の就職先が見つかり退所する前日に送別会を開くことが慣例となっていた。ラオスの仲間が集まり酒を飲み、歌いそして踊る、にぎやかな会だ。その時の彼は、まるで別人のようにしゃぎ回る。誰かれなしに寄っていったらビールを飲ませ昔の自慢話や町へ行って言葉がわからなくて苦労した話などを聞かせる。また彼はよく仲間の注目を引くために特技を披露してくれた。歯とあごの力でビールの栓を巧みに抜くのだ。皆の拍手をもらい、楽しい送別会をいっそう盛りたてていた。

彼の本業は大工である。物を作ったり修理したりすることが元来好きな性格だ。タイ・ノンカイキャンプでは、JVC(日本国際ボランティアセンター)の日本語学校の校舎を自分が建てたと言っていた。後日私はノンカイキャンプへ行く機会があり、彼の建てたという校舎を見た。頑丈な建物で、日本語教



室のほか仏語教室等多方面に利用されていた。

スバンの日本語は、三カ月の授業が終了してもあまり上達はしていなかった。彼は机の前にすわっての勉強をここ20年間したことがなく、授業を受け勉強することは不得意だ。それ故、スバンはいわゆる落ちこぼれであった。しかし、書くことは難しいとしても、会話は、体で覚えていくことになるし、センターで上手でなくても本人はそれほど心配はしていない様子であった。

ともあれ、スバンは家族と共に定住センターでは何の不服も言うことなく、楽しい生活を送ったかのように見られた。しかし、彼らの一つの不安は次女のチャンサマイのことだった。定住センターでの健康診断の結果、チャンサマイが白血病であることがわかったからである。彼女はすぐに姫路国立病院に入院し、治療を受けることになったのだが、彼女の容態は時がたつにつれて悪くなる一方だった。私は、彼女とは病院でしか会ったことがなかったのだが、私には、薬品の副作用か何かで髪がほとんど抜けてしまっており、顔も青白く、衰弱し元気がない姿しか記憶にない。

彼にとっては予期しなかった出来事である。定住センター入所中はセンターがチャンサマイの月額約80万円という治療費を負担してくれているのだが、規則では定住センターを退所すれば、彼ら自身が治療費を負担しなければならなくなる。スバン一家に重苦しい雰囲気、日がたつにつれ強まってきた。

「ムスメ・3ニン・ドウショー」と妻のポアライが、とぎれとぎれにそう叫んで泣いたこともあった。スバンもやけを起こして、定住センターにやってく

るボランティアに三女のブントイを養女にやると言い出した。長女のポーパイは、もう手がかからないし、チャンサマイの面倒はみていくにしても、ブントイはとても養って行けないと言うことだ。センターの職員の説得で、スバンは考え直したようだった。しかしすぐさま、今度はチャンサマイの夜間の付き添いに行かず、一晚どこかへ行ってしまった。大きいといってもまだ子供のポーパイが一人で病院で一夜を明かしたこともあった。定住センターを退所した後は、自分達を助けてくれる者はいないというスバンの不安が消えない限り、いつまた彼がやけを起こすか分からない状態が続いた。

私には、彼の抱える悩みをただ聞いてやることしかできなかった。自分自身の無力さを感じる一方で、もし、彼らがラオスに残っていれば日本のように高額な医療費に苦しめられないだろうと思う。そう考えると、彼らは日本へ定住して本当に良かったのだろうかという疑問が浮かび上がってくる。どちらをとっても残酷なことには違いないのだが、比較するとすれば、日本の社会はスバン達には非情すぎるように思えてならない。

姫路定住促進センターの元所長藤本氏は「難民を受け入れるのはいい事であるが、その難民を後々までフォローする組織が全くない」とよく言っておられた。定住センターは、難民を受け入れ、三カ月の日本語教育を受けさせ、就職先を探してあてがい、退所させる。そして次の新たな難民を受け入れるというパターンで動いている。退所後の個々の難民の世話は地域の住民、就職先の企業、あるいは、民間ボランティア団体に頼っているのが現状だ。しかしスバン一家の抱える問題は、個人や、小さな組織ではどうすることもできないのである。

定住許可難民に対する法律上の処遇として、難民条約批准により生活保護法が適用され、実際日本国民と同様の待遇が与えられているという。もし、スバン一家の問題が私にふりかかってきたとしたならば、私も彼らと同様の負担は覚悟しなければならないのである。このことは、日本の難民救済対策の遅れと言うよりも、日本の社会福祉制度の全体的な遅れも問わなければならないのである。難民だけが抱える問題ではなく、私たちも彼らと共に考えて行かなければならないことなのである。

スバン一家は、昭和56年3月定住センターを退所した後、姫路市内の皮革なめし業の会社に夫婦で就職した。幸運なことに、チャンサマイについては、

退所せずそのまま定住センターに残り、治療を受けることになった。私は、スバンが退所してからすぐに、定住センターを離れることになり、しばらく会えないでいた。一年後の昭和57年3月、姫路定住センターに立ち寄った際、センターの職員である後藤氏から同年2月13日にチャンサマイが治療の甲斐なく死亡したことを聞かされた。また、さらに悲劇的なことは、長女のポーパイの健康状態もおもわしくないとのことである。脾臓が肥大しており、やがては、チャンサマイと同じ病気になる可能性があるというのだ。その後のスバン一家について、後藤氏によれば、ポーパイの治療費が増大し、それを負担するため、会社と給料のことで折り合いが悪くなり、昭和58年10月に、同市内の靴化工業の会社に転職した。そして、その会社では、社会保険を取り扱ってくれず、2カ月で退職し、神奈川県知人を頼って姫路を去り、今では、その消息もわからないとのことである。

スバンにとっては、悲しい出来事の連続である。彼らの前途は多難であるが、後戻りすることはできない。私もできることならば、何とか援助をしてやりたいが、しかし、今の力ではどうすることもできない。現状ではスバンの屈することのない頑張り期待するしかないのだ。いつか、スバンと笑顔で再会できることを願っている。

※海外ボランティア情報センター発行

「ちゅあむ さむばん」第18号から転載。

あびこ よしき

1980年JVCの難民救援活動に参加(ソククラ難民キャンプ)。帰国後、姫路定住促進センターにてアルバイト。1981年4月から、アジア福祉教育財団難民事業本部の嘱託となり、在タイ日本大使館へ出向。1983年4月帰国。

海外ボランティア情報センター

代表 松井 由利枝

〒602 京都市上京区寺町通今出川上ル
北鶴山町1番地の8 松風荘13号

Tel. 075-256-1382

難民の就職状況

[表1]

(1984. 6. 30.現在)

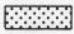


職 種	男	女	合 計	賃 金	男	女
				最 高 最 低		
機 械 工	158	17	175	245,000	120,000	
				87,500	62,500	
電気製品・機械組立工	71	32	103	156,000	125,000	
				100,000	88,000	
溶 接 工	64	14	78	212,500	100,000	
				100,000	90,000	
金 属 プ レ ス 工	53	10	63	250,000		
				100,000	72,600	
プラスチック成型加工員	46	16	62	238,000	120,000	
				87,500	80,000	
縫 製 工	18	25	43	130,000	117,000	
				75,000	75,000	
印 刷 工	34	3	37	205,000		
				120,000	100,000	
製 靴 工	31	4	35	164,000	88,500	
				137,500	70,000	
ウエイター・ウエイトレス	14	15	29	130,000	110,000	
				110,000	100,000	
工 場 雑 役	10	18	28	110,000	100,000	
				80,000	70,000	
自動車部品製造組立工	24	3	27	200,000	112,500	
				100,000	100,000	
自動車製備・エンジン修理工	25	0	25	158,000		
				100,000	—	
水産物・食肉加工工	18	5	23	190,000	125,000	
				93,000	85,000	
コ ッ ク 見 習	17	5	22	250,000	112,500	
				90,000	109,550	
鍍 金 工	19	2	21	170,000		
				125,000	100,000	
塗 装 工	19	2	21	182,000		
				90,000		
鑄 物 ・ 鑄 造 工	15	2	17	137,500		
				87,500		
皮 革 加 工 工	7	6	13	146,000		
				125,000	90,000	
ガラス製品・製造加工工	10	0	10	145,000		
				84,000	—	
製 本 工	9	0	9	120,000		
				100,000	—	
看 護 婦 助 手	0	9	9	—	130,000	
					89,700	
新 聞 配 達 人	9	0	9	120,000		
					—	
理 容 ・ 美 容 師 見 習	1	6	7	86,450	75,000	
ソフトウェア技術者	3	0	3	234,000		
				145,000	—	
そ の 他	288	115	403	225,000	200,000	
				47,500	70,000	
計	963	309	1,272			

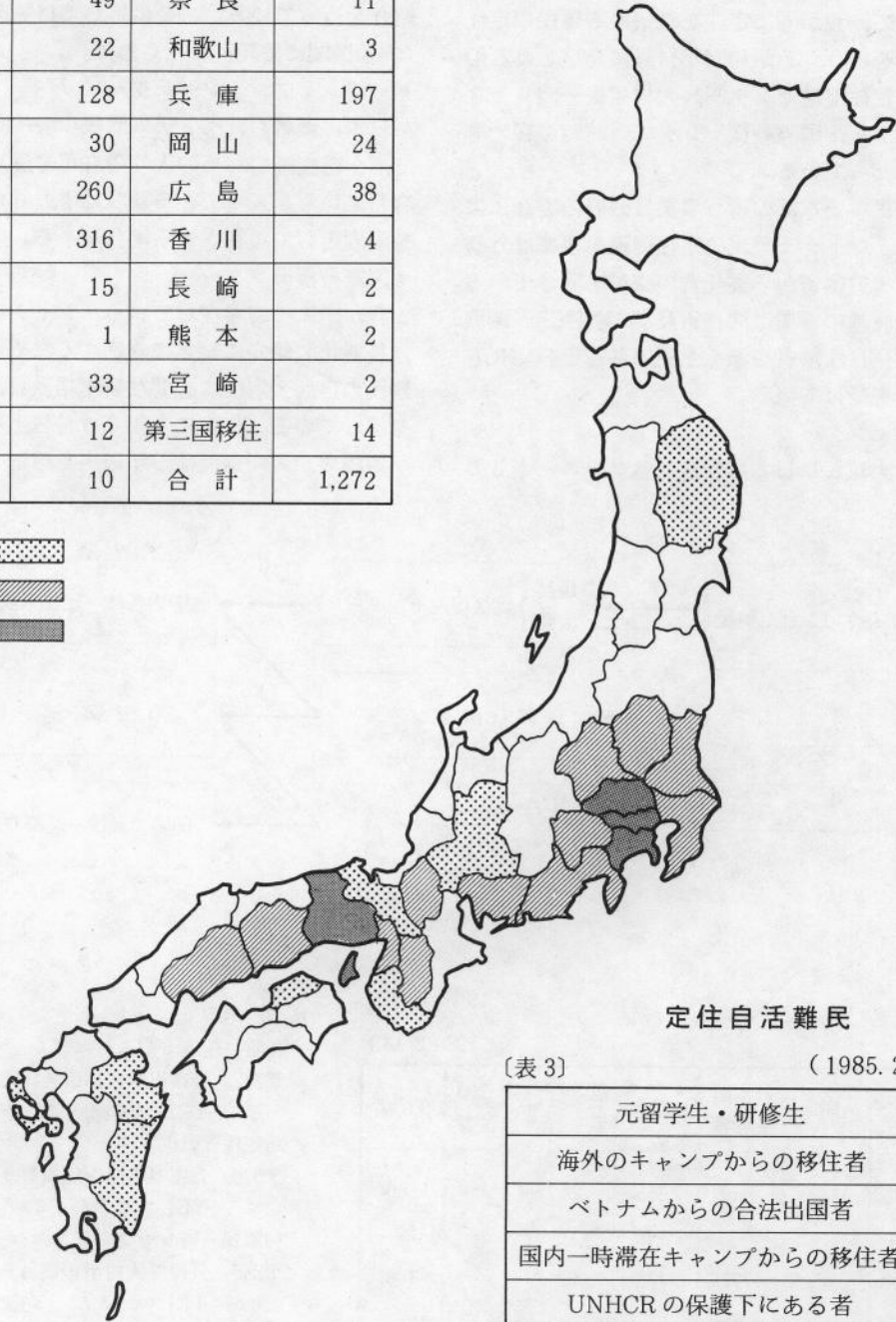
[資料提供 難民事業本部]

都道府県別就職状況

[表2] (1984. 6. 30)

都道府県	就職者数	都道府県	就職者数
岩手	1	京都	3
茨城	20	大阪	75
栃木	49	奈良	11
群馬	22	和歌山	3
埼玉	128	兵庫	197
千葉	30	岡山	24
東京	260	広島	38
神奈川	316	香川	4
山梨	15	長崎	2
岐阜	1	熊本	2
静岡	33	宮崎	2
愛知	12	第三国移住	14
滋賀	10	合計	1,272

1~9 (人) 
 10~99 
 100~ 



定住自活難民

[表3] (1985. 2. 28 現在)

元留学生・研修生	742
海外のキャンプからの移住者	1,585
ベトナムからの合法出国者	89
国内一時滞在キャンプからの移住者	1,669
UNHCR の保護下にある者	15
合計	4,100

[資料提供UNHCR]

アジア福祉教育財団難民事業本部

〒107 港区赤坂 2-10-9
 ランディック第2赤坂ビル
 TEL 583-3791

難民事業本部はアジア福祉教育財団(外務省所管)を母体として、我が国に定住を希望する難民の定住促進の事業を行うため昭和54年11月に発足した。姫路、大和の定住促進センター、大村難民一時レセプションセンター、国際救援センター(一時滞在)等の運営に当たっている。

これら難民事業本部の行う事業は政府の委託によるもので、インドシナ難民の定住促進の事業は外務省・文部省・労働省から委託費の交付を受けている。また、一時庇護の事業は法務省及び UNHCR、国際救援センターは法務省を除く上記の各省と UNHCR から委託費を受けている。

●定住促進センター

インドシナ難民に日本語教育(各コースとも3カ

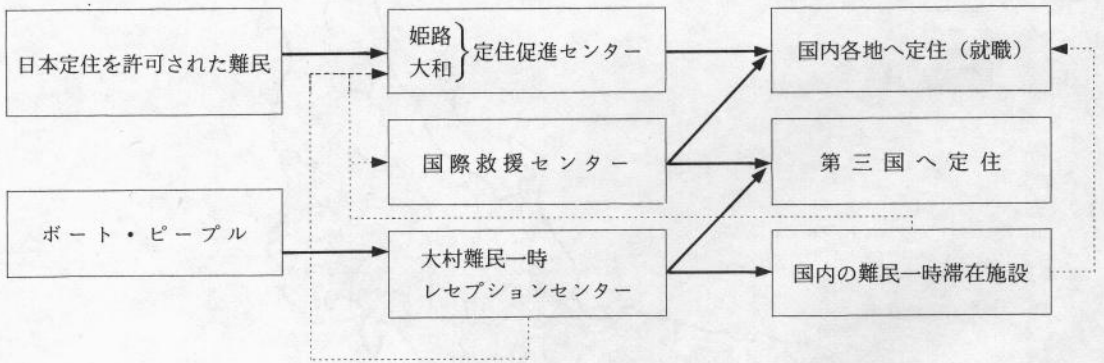
月)を行い日本社会での適応力をつけさせ、職業の紹介を行っている。必要に応じては職業訓練を施す(訓練機関に委託)こともある。

●一時レセプションセンター

日本に漂着したベトナム難民(ボート・ピープル)で、一時庇護のための上陸の許可を受けたものを収容している。入所できる期間は1カ月だが、3カ月を限度として滞在させる場合もある。

●国際救援センター

我が国に一時滞在しているインドシナ難民の急増と長期化の傾向に緊急に対応するために設置され、難民の自活・定住に必要な日本語教育、職業紹介等を行っている。日本に1年6カ月以上滞在した難民が対象で、入所期間は1年以内を原則とする。



(1985. 3. 14)

センター	入所者	日本語受講者	就職者	里子養子	第三国出国者	在所者
姫路	1168	940	666	22		80
大和	2269	1777	1138	46		148
国際救援	1144	913	543	1	61	231

所在地

大和定住促進センター

〒242 神奈川県大和市南林間 9-8-22
 TEL 0462-75-6363

姫路定住促進センター

〒670 兵庫県姫路市仁豊野 900
 TEL 0792-64-0320

大村難民一時レセプションセンター

〒856 長崎県大村市古賀島 644-3
 TEL 09575-3-2157

国際救援センター

〒140 東京都品川区八潮 3-2-1
 TEL 799-1001~8



ISS

International Social Service of Japan

日本国際社会事業団

〒153 目黒区上目黒 1-16-12

鈴房ビル4階C

TEL 711-5551

ISSは、国籍、人種、宗教、思想、制度、言語、習慣などが異なる人々の間に生じた問題について、援助と指導を行っている。たとえば国際養子縁組や、国籍問題・国際結婚に関する問題、海外に住む家族の消息や生活の問題、国内の外国人の適応の問題などの相談を受けている。ISSは国連経済社会理事会のB級諮問機関であり、ジュネーブに本部がある。世界16カ国に支部または代表部、107カ国に連絡通信員を置いている。このネットワークを利用し、社会福祉の専門家が相談に応じている。

ISS日本支部は、1953年に日米孤児合同救済委員会として発足し、混血児やその母親への援助を行ってきた。1959年に社会福祉法人、日本国際社会事業団となった。

ISSはもともと第一次世界大戦時の被災者や難民の援助のために設立された団体であり、日本の難民受け入れ問題にも1979年の始めから取り組んできた。定住希望者の手続きの援助、生活指導や就職相談、養子・里親のあっせんなどである。

'82年11月からアジア福祉教育財団と協力して「難民定住相談員制度」を組織している。相談員は日本の4年制大学の社会福祉学科を卒業した専門のソーシャルワーカーがあたっている。現在相談員は関東から九州にかけて63人である。

またISSは「ICM(国際移民委員会)ローン」の回収事業も委託されている。これは難民が日本に定住するまでにかかった旅費と生活費で、現地の委員会基金から借用したものである。

難民救援連絡会

(1984.7.1)

青年海外協力隊 OB会難民委員会	〒150 渋谷区広尾 4-2-24 協力隊ビル	(社福) 全国社会福祉 協議会	〒100 千代田区永田町 2-12-4 山王飯店ビル
インドシナ難民 を助ける会	〒152 目黒区平町 1-5-3	モラロジー国際救援 運動推進委員会	〒277 柏市光ケ丘 2-1-1
日本赤十字社 (外事部)	〒105 港区芝大門 1-1-3	インドシナ難民を救う 法律家の会	〒105 港区西新橋 1-21-8 弁護士ビル6F
(財)日本YMCA同盟 (国際部)	〒160 新宿区西早稲田 2-3-18	日本国際ボランティア センター	〒166 杉並区阿佐ヶ谷南 1-1-5 安田ビル3F
(宗)カリタス・ジャパン	〒162 新宿区揚場町 20-5 BM飯田ビル5F	(財)アジア福祉教育 財団・難民事業本部	〒107 港区赤坂 2-10-9 ランディック第二赤坂ビル4階
曹洞宗ボランティア会	〒170 豊島区巢鴨 1-28-5 ヒカリビル301号	「世界の貧しい人々に 愛の手を」の会 (上智大学社会正義研究所)	〒102 千代田区紀尾井町 7-1 上智大学社会正義研究所
(宗)天理教 海外布教伝道部	〒632 天理市三島町 271	日本飢餓対策機構 日本協会	〒160 新宿区新宿 7-26-24 バプテスト会館
天理教インドシナ難民 救援連絡会	〒157 世田谷区南烏山 2-32-1 高橋方	日本国際連合協会	〒100 千代田区大手町 2-6-2 日本ビル
幼い難民を考える会	〒150 渋谷区広尾 4-3-1	世界宗教者平和会議 日本国委員会	〒166 杉並区和田 2-6 普門館内
(財)日本シルバー ボランティアズ	〒101 千代田区神田須田町 1-24	アフガン難民に 医薬品をおくる会	〒123 足立区扇 1丁目12番20号 (財)青少年福祉センター内

REFUGEES

中国

難民すべてを永久庇護

難民の多くは中国系

1978年末までに、26万5,000人のベトナム難民が中国に庇護を求めてきた。中国政府当局によると、この内訳は次の通り。中国国籍保持者7,000人、ベトナム国籍者25万4,000人(うち2万人が、民族的にベトナム人、残りは中国系ベトナム人)、分類不確定2,000人である。アジアの他の国の政策とは異なっており、中国は自国領土内に入った難民全てに永久の庇護を与えてきた。一時収容センターでの短期滞在の後、難民たちは雲南、広西、広東、福建各省の国営農場263ヶ所に分散された。

難民の多くが中国系であるため、定住は比較的容易であったが、各農場での経済的な同化には深刻な問題があった。例えば、広東省のタウン農場は1958年に設立され、1977年には1万3,000人の住民を抱えて自給が達成されていたが、農場の副主任は次のように語っている。「1978年の夏、私どもの国営農場に、ベトナム難民6,307人が定住しました。一夜にして人口が5割も増加したのです。新しい住民のために住居、学校を建設し、医療施設を拡充し、とりわけ仕事を見つけなければなりません。耕作が可能な土地はすでに使用されていたので、結局新しい労働力を吸収できず、当農場は、また食糧の自給ができなくなりました。副主任は将来について楽観的であるがタウン国営農場が食糧自給を再び達成するには数年かかるといっている。

他の約250の国営農場においても、程度の差こそあれ、同じ傾向が見られた。これを見れば、中国がベトナム難民の定住に約5億ドルを費したことも驚くにあたらない。時とともに事態は好転してはいるが、難民定住先の国営農業の3割(人口13万人)が今も国家の援助を必要としている。

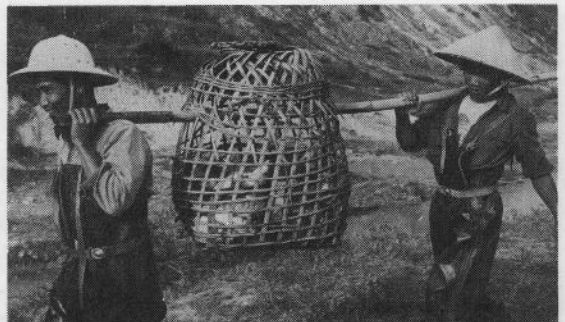
国営農場と難民の統合

1978年7月、国際連合難民高等弁務官事務所

(UNHCR)のポール・ハートリング高等弁務官の中国訪問の後、中国政府がUNHCRに援助を要請した。UNHCRから見れば、アジアの他の国々のケースでは長期的解決までの一時的援助の提供にすぎないが、中国の場合には恒久的解決を達成するための援助に参加するという問題であった。UNHCRが援助する場合、効果的であるためには、その援助が中国の経済システムに統合されなければならないのはもちろんである。こうして、1980年の北京事務所開設以来始まったUNHCRの中国に対する援助は、個々の難民にではなく、地域社会に援助を与えて、間接的に難民の経済的自立を図ろうとするものとなった。

従って、UNHCRと中国政府が共同で作成した諸プログラムにより、住居建設などの直接的援助と同時に、難民の受け入れによって生じた財政的赤字を減らす一助として、受け入れ国営農場に対する経済的支援が行われた。それは経済開発そのものを促進するという問題ではなく、各国営農場が新たな定住難民と統合しうるように、その生産能力の拡大をねらったものであった。

この援助方法の最もめざましい例は、北海のプロジェクトに見ることができる。UNHCRは、難民漁師1万3,000人の地域社会への統合をはかるために漁船建設用木材(マレーシアから輸入)、エンジン、漁業用具、病院機器・備品、小型冷凍工場などを提供してきた。中国政府当局の側では、住居、港湾施設・道路の建設と電源供給等の援助を行った。今日、北海は繁栄しており、事実上難民のほとんどが自立している。



難民はコイの養殖もはじめた



難民の定着率

しかし、難民の中には、中国の農村の生活条件に
適応できない者もいた。数カ月中国に滞在した後
に、西欧諸国への第三国定住の幻想を抱いて、香港
やマカオへ非合法的に流出した難民のグループもあ
る。このような逸脱グループは中国に定住したベト
ナム難民のどのグループにも見られるが、全体の5
パーセントを超えることは決してなかった。しかし、
様々な問題を引き起こしている。1981年の6月に
は、3週間という短期間に、中国に定住していたベ
トナム難民7,000人がマカオに、職を求めて（マカ
オに空港が建設されるという噂があった）または
「アメリカへ行く」ために流れこんだ。これらの難
民は、もうすでに中国に定住済みであり、中国から
も全く自分の都合で出国したことから、他の国々から
受け入れを拒否されたため、数週間のうちに中国
に帰還することに決め、各々が定住していた国营農
場に戻った。

事実、難民の定着率は農場への援助の程度に比例
していた。

問題点と今後の見通し

もうひとつの依然として深刻な問題は、ベトナム
難民の大多数が、中国政府の家族計画政策に従わな
いということである。1978年以来、難民の間に約
3万人の子供が生れており、大半の家族に8~10人
の子供がある。担当当局者の一人は次のように語っ
ている。「中国ではもはや歯止めのない出生率を放
置する余裕はないという事情を難民に理解させるの
は困難をきわめるのです。実際、彼らのほとんどが
どんな産児制限も一切受けつけようとせず、中国社
会に深刻な経済的問題をもたらすと同時に、中国の
国民に示しのつかない悪い例となっているのです」。

現在までのところ、UNHCRは76の国营農場に
援助を与えており、今後数年間にさらに40カ所程の
農場に援助を拡大する計画になっている。今日まで
の予測によれば、あと4年以内に、すべての難民が
自立を達成できるものと見られている。従って、数
年のうちに、中国におけるベトナム難民の定住の物
語は終りを迎えるであろう。詳細に調べてみると、



国营農場の中の学校

これまでに実施された援助計画は、比較的規模が小
さいが、難民と地域社会の必要に充分応じた援助で
あり、受け入れ国当局が大変効率良く運営した援助
の模範例となるであろう。

（この記事は最近『ル・モンド・ディプロマティーク』誌に掲載された。）

アレクサンダー・カセラ
（UNHCR 東アジア・オセアニア課長）

中国における UNHCR の援助計画

1979年から85年の間で、中国における UNHCR
援助計画の支出は、5,000万ドルを超えるであろ
う。そのほとんどは農業（2,800万ドル）と漁業
（870万ドル）における難民の現地定住のために
費されることになる。その他の大きな項目は、
住居の建設（280万ドル）、医療施設（260万ド
ル）、子供たちの初等教育（200万ドル）などである。

タイのキャンプから定住した難民に対する財政
的援助は360万ドル、マカオと香港からの新流
入難民と帰還者への援助は210万ドルとなっ
ている。

アメリカ

ボート・ピープルから漁民に

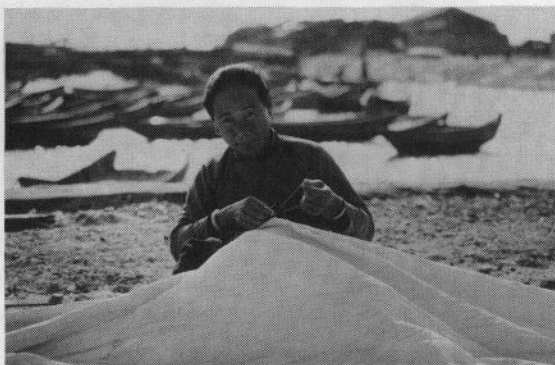
ベトナムのボート・ピープルのうち南シナ海沿岸地方に住んでいた者の多くは漁民であった。だが、彼らが生活の糧を得るために使用した船に乗ってベトナムを去ったのはごく少数であった。米国にたどり着き漁民と認められた者は主として米国の3つの沿岸州（テキサス、フロリダ、カリフォルニア）に送られた。彼らの船出は必ずしも順風満帆とは言えなかったようだ。

自分たちの船を手に入れる

テキサスはベトナム漁民がとけ込むには特に難しい場所であった。偏見のため、また難民が伝統的な漁場の慣習を無視したため摩擦が発生し、ついには暴力沙汰にまで発展した。1979年テキサス州シードリフトで、2人の難民漁民グエン兄弟がテキサス州のカニ漁民ビリー・ジョー・アルピン射殺容疑により逮捕された。射殺事件はカニのわなのかけ方についての口論の末発生したものである。殺されたアルピンはグエン兄弟のわなが自分のわなに近過ぎると感じたようだ。最終的にはグエン兄弟の正当防衛が認められ無罪となった。

しかし、カリフォルニアからの報告はもっと明るいものであった。漁場の見通しが明るく、モンテレー湾で大型のイカ・アンチョビー船を利用して難民に仕事を確保するための準備ができた。この場合、ベトナム漁民家族とイタリア系アメリカ漁民家族との最初の出合いの場所としてカトリック教会が大きな役割を果たした。モンテレーへの移動が徐々に始まり、1979年までにこの地方のベトナム難民の数は1,000人を超えたとみられる。この多くは漁民であり、その家族であった。これらの家族の住居はモンテレー港より数十キロ離れていることが多く、ベトナム難民にとって親しめない環境であった。一部の漁民でない難民家族も友人、同郷人を頼ってモンテレーに移って来た。これらの家族の多くは、シーサイド及びマリナ近郊の町で小さな食料雑貨店、レストランを開いた。

モンテレー在住のベトナム難民は間もなく、よく働き、能力があり頼りになるという評判を得ることとなった。一部では漁船に乗り組み年間5,000～



25,000米ドルを稼ぐ者もあり、1978年までには多くの者は自分自身の船を買うことに関心を示すようになった。これに加えて、同じ年、ベトナム難民の「第2波」がモンテレーにやってきたが、今後は前の難民のように漁船に乗り組むのではなく、漁船を購入し、自分達自身で操業しようとする意図を持っていた。カリフォルニア大学の行った調査によれば、この第2グループの25%は以前に漁業の経験を持っていなかった。

米国に市民権を持っていない者は50トン（約32フィート）以上の漁船の購入を法的に禁止されており、難民は娯楽用ボート（レジャー用モーターボート）を購入し、これを漁船に転用せざるを得なかった。ベトナム人專業漁民協会の会長、チャウ・マイによると、難民は1,000米ドルで使い古した船を購入し、これを転用するために15,000米ドルもかけたということである。これらの船は絶えず手入れし、修理しなければならないものだった。多くの船はディーゼルエンジンではなく、ガソリンエンジンであったため漁を行なうには危険と経費がかさむことになった。

しかしながら、1978年にベトナム難民は魚の貯蔵も悪天候対策も考えられていない船で、自分達だけでモンテレー湾に出漁し始めた。

地元漁民との対立

この自立型の新たな漁民グループの主要な武器は刺し網であった。刺し網は透明なナイロンの単繊維でできており、海底に固定される。コルクがとり付けられた上部は開いていて、底部に沿って小さなおもりを置く。ベトナムで漁業に従事していた難民の多くは刺し網漁を行っていた。彼らは初めキングフィッシュ（ニベ科の海水魚）や米国漁民が無視することの多かった、余り利用されていない種類の魚に対して漁をしていた。そして主にカリフォルニア北

部の韓国人、日本人のマーケットで自分たちでキングフィッシュを売りさばっていた。ところが1980年までにはこれらの刺し網漁民はより値の高い（そして争って捕られた）魚であるオヒョウを捕り始めた。

1980年、モンテレー湾地域には40隻の漁船があり、1,500人のベトナム人が住んでいた。不幸なことにこの時までには現地の漁民社会との関係は悪化していた。

この関係の悪化にはいくつかの理由がある。第一に、ベトナム漁民が複雑な資源管理の、つまり次の漁期に十分に漁獲できるように漁を行うことに不慣れであったことである。ベトナム漁民の場合、米国漁民に比べて2,3倍多く魚網を使用している。（1.5キロ以上も魚網を張る場合がある）これは、ベトナム漁民の場合、多い乗組員（各船に4,5人）に給与を支払い、大家族を養い、漁業を行うにあたり資金援助をしてくれた友人、縁者に借金の返済をしなければならないためである。しかし、このような大掛かりな道具を使用したことによって、漁民及び環境問題専門家からベトナム人はモンテレー湾を「荒し回っている」のではないかという異義が出された。ベトナム難民は漁業法の範囲に不慣れである（一部の米国漁民が言うところによると、関心を持っていない）ことからいつも違法行為により召還を受けたため法執行の問題も生じてきた。ベトナム漁民は禁漁区で漁を行い、魚体の小さな魚や漁期外の魚を捕り、彼らの刺し網により多数の海鳥に被害を与えている。

判事はベトナムの新参者に対して厳しい時もあるが、多くの場合寛大で、被告に対し教育計画に目を向けさせている。カリフォルニア州漁業狩猟局、インドシナ難民定住計画及び米国沿岸警備隊は、関係法律を翻訳し、漁業慣習を説明し、安全な漁船の操作方法を難民に教えるためのセミナーを主催した。1980年、難民の漁船が埠頭で焼き打ちにあい、魚網が海上で切られるようになるにつれ、事態は「煙」から「火事」へと発展していった。緊張と困難が増すにつれ、停泊地の不足がさらに大きくなり、難民はモンテレー湾の北側の内陸地帯の中心地であるモス・ランディングに活動の場を移した。

モス・ランディングでの生活は決して容易ではなかった。さらに多くの船が焼かれ、最近の例では1983年の夏に2隻焼かれ、多くの場面において敵意が満ちあふれていた。

さらに、1982年より反刺し網法（海鳥や漁獲目的外の魚種が脅かされる浅い海域での刺し網の使用を主として禁止する法律）が制定されたため、難民は他の魚種であるイワダラ（rock cod）を求めて、より深い海域で漁をせざるを得なかった。ある者にはこれらの法律の制定はベトナム漁民をモンテレー湾から完全に締め出すためのものと映った。あるモンテレー湾郡政執行官はこの法律を「人種差別的」と称し、モンテレー湾での中国人の漁業を制限するために1880年代に通過させた法と同じであると指摘した。

漁民として認められる

1984年に入って、難民の漁船団はイワダラの良い漁場を求めてハーフ・ムーン湾 / サンフランシスコ湾に向けて北へ再び移動していった。カリフォルニアにいる難民の船団の半分以上が現在この海域に居り、ハーフ・ムーン湾またはバークレイ・マリナに停泊している。漁船の中には深海の良い漁場を求めて南（サン・ペドロ）に向かうものもある。これらの漁船の漁獲は最高というものではなかった。カリフォルニアの刺し網漁民協会のスポークスマンによれば、幻滅した船主、乗組員が仕事を求めてロサンゼルス都市に流れていったため、サン・ペドロの難民船団の半数以上は活動を停止したままであるということである。

しかし、ハーフ・ムーン湾及びサンフランシスコでは漁獲は良好である。難民の船は一回の出漁につき10,000ポンドのイワダラの漁獲をあげることも度々である。ベトナム人は彼ら自身が捕った魚の市場を探すとこの点でも大きな成果を上げている。ベトナム難民が部分的に所有権を有し、100%自分達で運営しているサンフランシスコのH&N漁業会社は、難民が水揚げした魚を加工し卸売りに出している。23人の常勤、パートタイマーを使い、同社の昨年の総売上高は700万米ドルを上回った。

ハーフ・ムーン湾の港湾パトロールのボブ・ジョンソンによれば、米国漁民とベトナム難民との関係は良好で、「すべての人が、他のすべての人のことを大目に見ている」とのことである。まだ問題はあがあるが、ジョンソン氏は米国漁民はベトナム人が良く働き、その漁獲が多いため尊敬に値すると評価していると言う。

時が経つにつれ、ベトナム漁民はどうやら最悪の時を乗り越えたようだ。

フランス

ラオス難民定住の試み

フランス語を話せない難民が農村に定住

3年近く前に、ロット県コス・ド・リモージュ地域で、一つの実験が始まった。

1982年の初めの2～3カ月の間に、2度に分けて、合計50人にのぼるモン族の難民グループが、ポール・リュカートのトランジット・センターからやってきた。これは『東南アジア難民受入れ協会』の招きによるもので、2人の元国際公務員が身元引受人になった。

コス・ド・リモージュ地方の土壌は多様で、気候は大西洋型と地中海型が混ざっている。

難民がリモージュに着いたとき、リーダーとして仰ぐネン氏を除くと、誰もフランス語が話せなかった。ネン氏はかつて、ローマの神学校に通ったことがある。

必要な医療処置を受けるとすぐに、ネン氏の指導のもと、難民は新しい生活を築き始めた。最初は、中庭、野菜畑、数ヘクタールの農場が付いた、同じ小さな村内の数カ所の農家に一緒に住むことになった。これは協会が貸し与えたもので、難民は労働集約的な農業を行なうことになった。

大規模農場の経営者に成長

まもなく、資本を投下することがほとんど不要で、多くの労働力が必要な野菜栽培（キュウリ、アスパラガス、青もの野菜など）を開始した。男も女も、学校の授業が終わったあとの子どもたちも働いた。

ひきつづき職業訓練給付金を受けながら、最初の



フランスに向かうインドシナ難民

収穫によって得た金をたせば、どうにか生計がたつようになり始めた。1983年の初めから、農業技術者が一人派遣され、翌84年には土地改良の計画に農業省が直接的に援助を与えた。

しかし、当初、運営方法、生産組織など、各グループは均一であったが、次第に差ができてしまった。これは、技術や資格の違いや集団、家族、個人の性格の差が原因であったりした。この時点で、難民の小さな組織単位の一つひとつに、3つの違った活動が発展し、相互にどんどん分離していった。

しかし、最初の成功は大きなものであった。難民の最初のリーダー、ネン氏が大きな農場の経営に、責任をもてるようになったことで、この成功はもたらされた。

まったく異例ではあるが、ネン氏は農業省から、「青年農業者奨励金」を受けた。この奨励金は、通常、農業の分野で学位を持つフランス人にもみ与えられるものである。

今日、ネン氏は借地耕作ではあるが、120ha（1,200,000㎡）以上の農地を経営し、120頭の羊を所有、ニンニクやシャロットに似た種類の野菜を生産している。さらに、家畜の飼料やトウモロコシなどを栽培する粗放農業的な生産も開始した。

難航する他グループの定住計画

これと同時に、もっと規模の大きな集団定住の試みが、「共同農業運営グループ（GAEC）」という形で計画された。これは労働集約的な生産物であるメロン、セロリ、トマト、キュウリなどを量産するために考案されたものである。

しかし、この方法は間もなく不適当だと判明した。つまり、計画に参加した各家庭は、小さな構成単位で生産したもので生じた利益を、全体で分配するという方式を、とうとう受け入れることができなかった。結局、このグループは解散した。

3つめのプロジェクトは、分散し、都市化した、かなり大人数の難民を対象にしたものだが、計画がずさんで方法も混乱していた。このグループでは、ほとんどの難民が、地域の小さな企業（仕立屋、屠殺業者など）で働いたり、時には農村の職人（ワラ作りなど）となったり、農業労働者になったりしている。

これらモン族の難民は、当初、自分たちが期待したのとは、別の生活をするようになったわけである。





「難民と人権問題」(上)

久保田 洋

国際連合欧州本部人権担当官

1. はじめに

国連の内外で、“人権”，“平和”，及び“開発”は互いに結び付いていて、不可分の関係にあるといわれ始めてから、何年かの年月が経つ。^{*1}

その考え方は、1970年代後半からの「開発(発展)の権利」についての議論と「新国際秩序構築の必要性」の認識の中で生まれてきた。まず1980年のジュネーブで開催された「発展途上国の経済に対する現在の不正な国際経済秩序の影響と、それが人権及び基本的自由の実施にもたらす障害に関して」の国連セミナーにおいては、「人権としての開発(発展)の権利」が議題として取り上げられた。^{*2} 次いで、1981年には、「人権、平和及び開発の三者の間に存在する関係について」の国連セミナーがニューヨークで開催されるに至った。^{*3} このセミナーとほぼ並行して、1981年には、政府専門家からなる作業部会の力を借りた国連事務総長報告書「軍縮と開発の関係の研究」も国連総会に提出された。^{*4} このように数年のうちに、人権、平和、開発は相関関係、あるいは結合関係にあるといわれるようになった。そして、近年は、世界のいろいろな問題をこの相関関係の中で考えてみようという試みがなされてきている。例えば、ユネスコ関係者が「平和、開発、参加」を唱えたり、国際婦人年の標語が「平等、平和、開発」であったりするのも同主旨である。難民問題もこの三者との関係でとらえることが、難民の問題をいわば病理学的なものとしてとらえて把握し、考察する場合には適切といわれている。(これについては、栗野鳳氏によって「我々の自覚と連帯を求めて」、緒方貞子・マタイス編『世界の難民』明石書店の中で指摘されている。)

難民問題は、(1)それ自体が大きく重要な問題であること、(2)その活動がオペレーショナル(実践的)なものを中心としていること、(3)国連との関係では、その問題に対処するために、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) という独立した機関が設立されていること、などの理由により、本来広義の人権分野に属するものではあるが、現実に対処することをせまられるところから、かなり独立した分野として扱われてきているのである。

ともかく、難民問題を人権の分野に含めるか否かの形式論、あるいは概念構成の問題をここで論ずるつもりもないが、難民問題が他の諸人権と互いにいろいろな角度から関わっていることには疑いがない。ちなみに、外務省でも「人権難民課」という両者を一緒にした課を国連局内に設置し、両問題に総合的な角度から対処を図っている。

UNHCRの出している手元のパンフレットの難民の定義をみると、次のようにいう。^{*5} 『難民とは、定義上、人種、宗教、国籍、特定社会集団への所属、あるいは政治的信条のいずれかの原因で、明らかに「迫害を受ける恐れ」があるため国外に逃れて、自国の保護を受けられないか、または、迫害を怖れて自国の保護を望まない人々をいう。そのほかUNHCRは、住みなれた土地を追われ自国内で流民となった人々にも緊急援助をすることがある』これを読むと、難民を発生させる原因の多くが、人権の侵害または抑圧であることが分かる。それにしては、「人権と難民」の関係につき触れているものは、これらの分野の文献等をもみてもほとんど見当たらない。そのような事情から、本稿が、その両者の関係につき、多少でも言及することはそれなりに価値があるかもしれない。

2. 人権と難民

「人権」と「難民」の関係について触れているものをみると、大きく分けて2つの方向があることに気付く。第1には、「難民の基本的人権」につき説明を加えようと試みるものである。これは、難民庇護に関する問題、定住の際の難民の人権保障、アシミレーション(同化)をめぐる問題、家族再統一などもこの中に入る。1981年の東京における国連大学、UNHCR、ユネスコ、日本赤十字社の主催で開催された難民保護に関するセミナーでは、「難民の人権の中で一番大事なものとしてノン・ルフールマン(難民の生命または自由が脅かされる領域の国境への追放または送還禁止)の原則の確立が掲げられる」とパトロノジック教授によって強調されているが^{*6}、これは、「難民の人権」について考察したものである。第2の側面は、「難民発生の原因を探

てみると、そこには必ず他の各種人権侵害があり、その国または地域の人権の人権抑圧、平和の破壊、不合理な開発の悪循環を断ち切らない限り、難民の問題の根本的解決にならない」とする人権と難民の間の因果関係ないし相関関係を示そうとするものである。第1のアプローチは、UNHCRや援助NGOなどオペレーショナルな部門で比較的話題に上がるものであり現在まで、各方面の人々によって比較的多く検討、研究がなされてきている。第2の点は、国連人権委員会や国連総会などで近年話題に上がっているもので、これについては、直接、難民援助活動に活躍されている人々には普段あまり知られることがない、いわば「人権のストラクチャル（構造的）・アプローチ」の説明である。本稿は、この第2の点に光をあててみようとしている。

3. 国連人権委員会の取り組み

国際的な人権の伸長と保障をその目的の一つとしている国連は、国連人権委員会をはじめとするいろいろな機関で、各種人権問題を扱ってきた。そこでは、1948年採択の世界人権宣言をはじめとし、その条約版である国際人権規約、あるいは、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問禁止条約^{*7}など50にも及ぶ国際人権文書の採択もなされ、そのほか毎年数多くの人権関係決議の採択もなされている。

そこで取り上げられている人権問題は、人権差別とアパルトヘイト、民族自決権問題、拘禁・拷問問題、奴隷制度、失踪行方不明者、宗教的不寛容の問題、児童の権利、女性の地位、開発（発展）の権利、平和・軍縮と人権の関係、新国際経済秩序と人権、土着（先住）民の権利、少数者保護、無国籍者の権利、科学技術と人権、死刑廃止、移住労働者、世界各地の人権侵害、人権侵害に関する通報（申立）の審議など数多い^{*8}。

近年では、このような諸努力の積み重ねにもかかわらず、世界の状況、特に第3世界の人権状況が好転しないことを指摘し、新しい国際人権・人道秩序を構築しない限り、世界の人権水準は向上しないとされるようになってきている。^{*9}このような新しい枠組作りのひとつのきっかけになったものに、アガ・カーンの『人権と大量流民』という報告書（国連文書E/CN.4/1503）がある。この報告書は、難民問題の必読書と言われるだけでなく、現代の人権について重要な示唆を含む啓蒙書といわれている。

この報告書は、難民と諸人権は相互に関連してい

るので、その相関関係を考慮しながら対処・検討していく必要があるとの認識に基づいて書かれたものであった。1981年の国連事務総長報告で、「難民の大量流出を引き起こす根本的な原因は、国内的・国際的な政治的・軍事的衝突に関連し、複雑多岐である。そして、それらは迫害や人権侵害の問題を含んでいる」との指摘も同主旨である。難民問題の根本的原因を除去するためには、各種の人権問題の解決が条件になっているとの理解である。

4. アガ・カーン報告書と国際人道問題独立委員会

1980年3月11日に人権委員会は、その決議30（XXXVI）で、世界中で引き続き難民・流民の苦しみと、難民受け入れ国政府の重い負担を考慮するとともに、そのような難民・流民の発生の多くは、人権侵害にその端を発していることを指摘した。そして人権委員会は、国連事務総長に対して、大量難民が国際的関心事項とみられるほど深刻になった場合は、人権の十分な享受の確保のため、適当な政府と直接接点・協議をするように要請した。^{*10}

その人権委員会の意見を受けた国連総会では、同年12月15日の決議35/196で、人権委員会に対し、難民問題の解決に向けての研究をし、将来の行動について勧告を作成するよう要請した。

1981年3月11日、人権委員会は、結局、「人権と大量流民問題に関する研究」のために特別報告官を任命する旨の決議29（XXXVII）を採択した。経済社会理事会もその決議を歓迎、即承認した。

（1981/45、1981年5月8日）

特別報告官に任命された元国連難民高等弁務官のサドラディン・アガ・カーンは、1982年の人権委員会にその報告書を提出した。

この報告書は、大量流民の問題の解決がいかに難しいかを指摘した。特に「政治的不安定と開発の保証が世界的に確立されない限り難しい」という。アガ・カーンは、報告書中で、彼なりの次にあげるような解決のための条件を示した。(1)新国際人道秩序を構築するための難民法、国内法、労働法などの整備、(2)開発途上国への経済援助、(3)その援助の基準設定、(4)難民発生国と受け入れ国との連絡網の向上、(5)多国間、2国間の援助の重複のバランスをとること、(6)専門的なアプローチからの難民流出の把握、(7)早期の警戒制度の設置、(8)それに続く国連事務総長への報告と政府間機関のタイムリーな行動、そして(9)公平な立場で難民問題の調査をしたり、政府と

交渉したりすることのできる特別な地位に立つ人の任命と人道監視官の設置である。

人権委員会は、この報告書の重要性を鑑み、この報告書を国連総会にも提出することを決めた。そして総会が難民問題を検討するために設置した「難民の新しい流出をくいとめるための国際協力に関する政府専門家会議」の注意も喚起することとした。

国連総会も、「難民の新しい流出をくいとめるための国際協力」という審議議題のもと、難民発生の原因を取り除くにはどうしたらよいかにつき検討してきている。1981年には、人道的行動が必要とされるような状況に対して、より効果的に対処するために、政府間、非政府間機構の組織的取り決めと行動が必要であることを確認した。

1982年、総会は、国際人道秩序につき、さらに進んだ決議を採択した。国連内の委員会であると、政府から独立した自由な意見が出ないことを懸念した結果、国連の枠組みの外に国際人道問題に関する独立委員会の設置を勧めるものであった。この委員会の委員は、人道問題もしくは政府または国際関係で抜きで人々からなるものとされた。

この決議を受けて設立されたものが、先の「人権と大量流民の報告書」を用意したアガ・カーンを中心とする国際人道問題独立委員会である。ちなみに日本からの委員は、国連人権委員会への日本代表団首席代表の緒方貞子上智大学教授である。同教授は、独立委員会の副議長を務めている。同独立委員会の最終報告書は、1986年6月頃の出版目標に進められている。なお中間報告書にあたるものは、1985年6月発表予定である。そこでは、飢餓、環境破壊、砂漠化などについての言及がなされるとみられる。ともかくにも、このような遅々とした歩みの裏では、毎日世界の各地で、難民が発生、飢餓、疾病、差別等、人権の無視が続いているのである。根本的治療は難しい。

その後、1984年の人権委員会は、「大量流民の原因を鑑みるに、他国による占領・干渉はもとより、アパルトヘイト、すべての人種差別、植民地主義、侵略などの重重大規模人権侵害に対して特別な検討を加える必要があることを認識し、アガ・カーン報告書についての意見を各国政府に提出するよう要請することなどを決め、審議を継続している。(決議1984/49)

同年の国連総会でも、国際協力の必要性を訴えた上で、人権委員会に対しさらに進んだ手段につき適

当な勧告を作成すべく研究をするよう要請し、翌年(1985年)への継続審議を決めた。

(次号へつづく)

〔付 記〕

筆者は、国連人権担当官、国連人権小委員会(差別防止及び少数者保護小委員会)事務局次長。

本稿は、個人の資格で執筆されたもので、必ずしも国際連合の見解ではないことを付記する。

執筆にあたり、筆者は、ジュネーブにおいて第41回人権委員会出席中の緒方貞子教授にアガ・カーン・コミッションについてのお話を直接伺う好運をえた。この紙面を借りて深謝の意を表したい。

〈註〉

- ※1 平覚「開発と人権一人権としての発展の権利を中心として一」高野=宮崎=齊藤編、『国際人権法入門』三省堂(1983年)、フィリップ・アルントン(拙訳)「平和・軍縮と人権」掲掲『国際人権法入門』。
- ※2 UN Doc., ST/HR/SER. A/8.
- ※3 UN Doc., ST/HR/SER. A/10.
- ※4 UN Doc., A/36/356.
- ※5 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)の役割と活動
- ※6 “The Protection of Refugees and Displaced Persons”, Rapporteur: Yasuhiko Saito, UNU (Tokyo, 11, December 1981).
- ※7 1984年12月10日、人権デーに国連総会で採択されたばかりの新条約。
1979年2月4日 ニューヨークで署名式が行われ21カ国が署名した。効力発生には、20カ国の批准または加入が必要である。See UN Press Release HR/1634 (4 February 1985).
- ※8 1984年の国連人権委員会報告書 E/1984/14. 差別防止及び少数者保護小委員会報告書 E/CN.4/1985/3. を参照。
- ※9 齊藤恵彦『世界人権宣言と現代一新国際人道秩序の展望』有信堂(1983年)は、このあたりの事情を説明している。
- ※10 以下、人権委員会の年次報告書参照。

JVCの活動とその目的に御理解を

▶**JVCとは**— Japan International Volunteer Center は1980年2月、タイのバンコクで設立された民間救援団体です。1979年暮れの、インドシナ難民の大量流出をきっかけに、日本から駆けつけた若者と、現地タイですでに活動を始めていた日本人とが一体となり、現在の組織の原形ができました。JVCは、活動者の自発的な意志に基づき、日本の個人・団体からの寄付金、国連機関からの委託金他によって運営されています。JVCは、人種、国籍、習慣、宗教その他の信条の違いを越えて、難民および同様の窮境にある人々を対象にできる限り継続的な活動を行ないます。

▶**JVCの会員募集について**— 会員は、総会に出席し、JVCの方針などを決定する他、情報・資料の入手、各種の活動・報告会・上映会・学習会等へ参加することができます。また正会員には自動的に、機関誌(T/E)をお送りいたします。会員の種別と年会費は以下の通りです。

- ・正会員 (一般会員 10,000円 活動者会員 3,000円
団体会員 30,000円 学生会員 3,000円)
- ・賛助会員 金品による支援(金額は自由です。)

▶**機関誌『Trial & Error』のみの購読について**

- ・毎号1冊送付 年間購読料 3,000円
- ・毎号4冊送付 年間購読料 10,000円

▶**送金の方法**— 下記の口座へ郵便振替にてご入金下さい。

- ①会員：東京5-48365 加入者名—JVC会員係
- ②T/E：東京3-54186 加入者名—JVC東京事務所
(住所、氏名、購読開始月をお書き添え下さい。)

▶みなさまの募金が支えるJVCの活動—救援活動をより充実させるため、以下の募金をお願いしています。なお募金の20%をJVCの運営経費に充当させていただいています。

- インドシナ難民救援募金** (4月小計 11,077円) タイ国内にある各難民キャンプのプロジェクト費にあてられます。
 - クロントイ・スラム募金** (4月小計 3,000円) バンコクのクロントイ・スラム内の図書館の運営およびスラム立退き者のための建築資材購入費に使われます。
 - テッグ・スラム奨学金** (4月小計 30,000円) バンコク市内のスラムの子供達が学校へ通う費用を援助します。
 - アフリカ難民救援募金** (4月小計 548,000円) アフリカの難民・飢餓民への救援プロジェクトに使われます。
 - 日本語家庭教師募金** (4月小計 2,100円) 定住難民のための日本語教材費と家庭教師の交通費に使われます。
 - 医療募金** (4月小計 0円) 緊急事態が発生した場合、速やかに医師を派遣したり、医薬品などの緊急救援物資を輸送するために使われます。
 - ボランティア募金** (4月小計 10,000円) 現場で活動を続けるボランティアの健康管理費にあてられます。
 - JVC運営経費募金** (4月小計 100,000円) 現場を支えるのに不可欠な事務運営経費、人件費に使われます。
 - 無指定募金** (4月小計 524,043円)
- ▶**送金の方法**— 下記の口座へ郵便振替にてご入金下さい。
東京9-27495(募金種目名をご記入下さい。)
加入者名—JVC東京事務所

編集後記

▶数年前、小松左京原作の「日本沈没」が一大センセーションを巻き起こした。「SFであり、日本列島が沈没するなど杞憂に過ぎない」と言ってしまうまでものだが、1億数千万の日本国民が「難民」となり、受け入れ諸国の思惑によって右往左往しながら避難してゆく場面は、今日のインドシナ難民やアフリカ難民の状況と重なり、非常に考えさせられる。▶有形であろうと無形であろうと、その「存在」自体を永久不滅のものとするなら、われわれは手痛いしっぺ返しをくらうに違いない。消滅し始めてからでは遅すぎる。狂った軌道を修正するのは、今しかない。
(下)

▶難民の定住問題に取り組むことは、砂漠に農場を作るよりも難しいのではないかと思う。成果がはっきりと目に見えず、この問題に深く関われば関わるほどお互いの文化や考え方の溝の深さを知ることになるからだ。その上難民も私たちも逃げ出すことはできない。実にしんどい作業だ。難民問題に思い入れが強い人ほど、疲れきってしまうようだ。どうしてわかってくれないのかと。少しずつ気長に忘れずにつきあっていくしかないだろう。そしてごく普通の隣人としてお互いが肩に力を入れずに暮らせる日をたぐり寄せるのだ。それはあきらめなければ必ず来ると思う。(前)

昭和60年4月20日発行(毎月20日発行)

編集人 下園 宏司 前川 昌代

発行人 星野 昌子

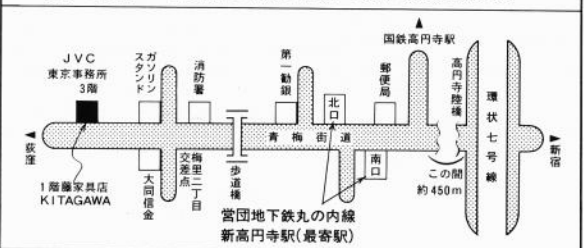
発行所 日本国際ボランティアセンター(JVC)東京事務所
〒166 東京都杉並区阿佐谷南1-1-5 安田ビル3F
☎03(316)3253 Telex: 2323187 JVCHQ

バンコク事務所 JVC THAILAND
67 South Sathorn Road
Bangkok, THAILAND ☎(286) 4857

ソマリア事務所 JVC SOMALIA
c/o UNHCR P. O. Box 2925
Mogadish, SOMALIA
Telex: 794 HICOMREF SM

印刷所 (株)ベスト・プリンティング

*本誌の記事・写真等の無断転載・複写を禁じます。



定価 送料共500円

